

第十九回 参議院地方行政委員会會議録第三号

昭和二十九年二月十八日(木曜日)午後一時五十分開会

委員の異動

二月十日委員吉米地義三君辞任につき、その補欠として佐藤順造君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 内村 清次君

理事 石村 幸作君

堀 末治君

館 哲二君

委員

伊能 芳雄君

高橋進太郎君

長谷山行毅君

小林 武治君

島村 軍次君

秋山 長造君

若木 勝蔵君

松澤 兼人君

笹森 順造君

國務大臣

國務大臣 塚田十一郎君

政府委員

自治庁次長 鈴木 俊一君

自治庁財政部長 後藤 博君

自治庁秘書部長 奥野 誠亮君

事務局側

常任委員 伊藤 清君

常任委員 伊藤 清君

常任委員 伊藤 清君

常任委員 伊藤 清君

常任委員 伊藤 清君

常任委員 伊藤 清君

常任委員 伊藤 清君

本日の會議に付した事件
○地方行政の改革に関する調査の件
(昭和二十九年地方財政計画に関する件)

○地方税制の改革に関する件

○本委員会の運営に関する件
○連合委員会開会の件

○委員長(内村清次君) それでは只今から地方行政委員会を開会いたします。

議題は、昭和二十九年地方財政計画に関する件でございますが、この議題に入る前に、塚田長官のしづの言明に對しまして、秋山委員から發言を求めておられます。どうぞ……。

○秋山長造君 今日議題になつております財政計画なり、地方税法の改正という問題を扱う場合の大きな前提になる問題だと思つたのですが、昨年の暮あたりから思つたように、吉田総理は知事の官選論というものをあちこちぶつて廻つてゐる。それと相呼応するかのごとく、塚田自治庁長官も又にかに知事官選論を唱へて廻つてゐる。特にこの間全国の知事会でも、正式に塚田長官として知事官選論を大いにぶつたといふことが各新聞に大きく報道されてゐる。この行き方に対しては、我々は地方自治を今後ますます育成強化して行くという任務を負つた自治庁長官として、誠に重大なこれは発言だと思つてゐる。「その通りだ」と呼ぶ者あり。而もその御見解の御発表は、何かこうまあ個人的な一つの見解

を端的に述べたに過ぎないというような形で述べてはおりますけれども、併しその背後に含められた意味というものは、誠にこれは重大なものを含んでゐる。特に最近警察制度の問題であるとか、或いは教員の政治活動禁止の問題であるとか、まあその他すべての政治の方向、行政の方向が中央集権に向つて滔々と動いてゐるときに、地方自治のいわば最も核心ともいふべき府県知事の公選廃止、任命制というようなことを自治庁長官がしばしば御発表になつてゐることは、私むしろ塚田自治庁長官個人の政治信念というものの疑わざるを得ないし、又同時に自治庁長官という公の立場においても、長官の御聲明に對して甚だ遺憾に思はざるを得ない。この際、この問題について長官の眞意と御見解とを十二分に聞かして頂きたいと思つてゐる。

○國務大臣(塚田十一郎君) これは誠に重大な問題であるとも私も実は考えておるものでありますけれども、いろいろの機会にいろいろに述べましたのは、むしろ積極的に私から述べたというよりも、こういう考え方に對してはどうかというお尋ねに對して、いろいろの理由から私もそのほうがいいのではないかと申上げたのが、国会における大體の機会の發言の行き方でございます。この間知事會議で申上げたのは、それはそれは若干違つてゐるものであります。これはあの日に特にその問題について長官の考え方はどうかというところでありますので、誤解の起

きないように、政府としてはまだ何もきまつておりませんのです。考え方としては併し考え直す余地があるのじやないかと思つたので、地方制度調査會に諮問をした上で一つ考えてみたい、こういうことであります。併し何か考え直す余地があるのではないかと申すのであります。理由はこうで御説明申上げたので、私はむしろあれは知事自身の非常に関心を持つておられる立場のかたゝであり、それからして知事會議という、私自身としてはむしろ内輪の話の機会なのであるからして、率直に包み隠さず申上げるほうが、あのときに政治的にただ地方制度調査會の答申を待つておられるのですというようなお答えをするよりも、私としてはまじめな行き方ではないか、そういう気持で率直に申上げたわけです。

そこで、どういふ考えからそれではそういう考え方を私が持つようになつたのかといふことをこの機会に若干皆さんがたにも申上げておいたほうがいいのではないかと、こういうふうにかへますので、知事會議で申上げたことをここで重ねて繰返して頂きたいと思つたのであります。実は私も地方自治というものが民主主義の基礎になる非常に大事なものであるということもよく承知いたしておるものであります。併し、その地方自治というものを日本という国においてどういふ形で実現して行くかといふ方法については、必ずしも今の機構でなければいけない、今の機構が最もいい地方自治の方法なんだといふように一氣に結論を下すほどのことはないのである。そこで今の地方自治のあり方というものが、或るほど自治という観点からすれば或いはもつと細かく自治という形にするほうがいいかも知れませんが、その場合に他の面、例えば非常にしばしば選挙があつて金がかかるとか、又そういう場合に公選で出て来た人の物の考え方というものはどうしても地方財政が膨脹するような要因というものが含まれ勝ちであるとか、それからして中央地方を通じて、この狭い国に於いてだけたくさんの市町村団体と府県団体と、そして国と、而も国が又出先機関を持つて、こうして縦横に錯綜してゐるようなこんな複雑な行政機構というものを持たなければ一体日本の国の政治というものは行い得ないのだからどうかだろ。そういうふうにかへてみると、国の側にも整理すべきものが相当あると思つし、又自治機構自体の側にも相当程度これは考え直して、もう少し簡素なすつきりした形での自治というもののやり方があるのではないかと、そういう意味に物を考へてゐるわけでありまして。そういう気持からして物を考えますときに、この間から行政機構改革というものをやり、又今度の二十九年度の財政というものを自分で財政計画を立てるに當つていろいろ検討してみても、どうも今の機構ではちよつとむづかしいという感じが非常に強く

いたしておるわけでありませう。今の機構で行政機構を簡素化するということもむずかしいし、又今の機構のままでも地方自治が本當にうまく行けるというだけの財政措置をするということも自分にも自信が持てなくなつて来ている。そこで漠然とした感じであるけれども、もう一つ本質的な感じとして、地方の自治団体というものは一段階あればいいのではないかとこの考えを持つてゐる。その上に広域的な自治行政のうちの或る部分だけを扱うものが勿論あるだろうと思ふけれども、このところはもう完全な自治団体でなくともいいのであつて、日本の今までの考え方からすれば、そこで相当程度の国の事務をやつて頂く、又現在府県は大体そうなつてゐると思ふますが、そういうことになると、そのところまで公選の首長を置かなければならぬという今の考え方は必ずしも適当じゃないのじやないだろうか。そのところには何か市町村というような完全な自治団体とは別の形の何か機構を考えてもいいのではないかとこの感じを持つてゐるわけだ。そうすると、そのところの首長が憲法上の要請であるから必ず公選でなければならぬということはないのではないだろうか、大体官選でもいいのじやないだろうかというところを、そういうことを申上げたのであります。併し私もそう考えながらも、そうすることによつて本當に自治が損われるというやうなことがあるならば、これはやはり相当考え直さなければならぬ面が又出て来るかも知れない。併し今の段階においての考え方としては大体そういう感じでございます。そういう感じから来ると、今の知

事の公選というものは官選というよりも、むしろ今の形の公選でなくともいいのじやないかという感じでありませう。そういうな、まあお話を申上げてゐるわけなのであります。併し最初に申上げましたように、問題はこれは非常に重大でありますから、私がまあそういう感じですが、法案を法制化するということになつても行くべき性質のものでありませうから、これは相当長い期間に亘つて皆さんの人たちの御意見を聞いて最終結論を出すべきであらうと、こう考へておられます。そこで、この間知事会でいろいろ私が見聞を申上げて、あとでいろいろ御質問がありました。大いに傾聴しなければならぬ論点が多々あつたやうであります。併し中には考え方としては市町村自治体だけが自治団体でいいのだ、府県の自治団体性というものは行く行くはこれは否定されてもいいのであるという御意見のかたもおられたやうであります。ただ私が今の立場で或いは軽々にそういう発言をするというところが非常に不謹慎であるというやうな御意見が、最後の言葉にまつた御意見であつたというやうに帰つてから伺つたのであります。この点は私も相当長い期間まあしやべらないほうがいいかなあという感じでおつたのであります。総理もあつたやうな場合に言つておられます。まあこの機会に、し

その間にいろいろの論議を尽して自然の結論を待つということのほうがいいのじやないかと考えますので、そういうやうな機会があれば包み隠さず申上げる、こういうやうに考へてゐるわけでありませう。なお又お尋ねがあります。○秋山長徳君 只今のお話を承りました。塚田長官として本年度の地方財政計画をお組みになる場合に非常に苦勞をされてゐる、その苦勞をされる過程から受取つた感じとして、今の制度を何とか改めたいというやうな気持ちになつたというところがありますけれども、併しまあこの問題は例へば国の一兆円予算なんかにしても、今までは余り何も言はずにおいて、今度何かの時局の要請で一兆円というやうな枠を持ち出すというところ、今度は明けても暮れても一兆円というやうなことで、にわかには緊縮財政だ、或いは一兆円だというところでやつてゐるわけなんです。言わばこれは政府のそのときの政策に類すべき問題だと思ふ。たゞ、その政府の一兆円予算という、時の政策に都合が悪いからといつて直ちにこの知事の公選制を廃止するとか何とかいうやうなところに結論を持つて行くのは、私はやはり日本の国家を長い目で見た民主政治の将来を言ひます。地方自治を本當に皆が真剣に育てて行くことが日本の民主主義というものを保障して行く大きな要素になるという考えから見た場合に、余りにもその場当たり主義じやないか、御都合主義じやないかという気がするのであります。すでにまあ今の長官のお話では、何か長官は個人的な感じを正直に表明した程度だというやうにおつしやるの

ですけれども、我々側から見たものとしては、決してそういうただ長官の個人的な感じというやうなものではないのじやないか、むしろやはり現在の保安隊の問題、或いは警察の問題、学校教育に対する文部省の統制強化の問題、その他万般に亘つて中央集権と言ひますか、曾つての昔の官治行政時代に大幅に逆戻りしつゝある、この大きな背景を持つた一つの流れじやないかというやうに考へざるを得ない。現に私確かに承知してゐる話ですが、自治庁あたりでも、まあ長官が御存じかどうか知りませんが、すでに曾つての高文組で、いわゆる高文をとつた連中、高文組の名簿というものが極秘のうちにちやんとできておりました。で、寄るとさわるとその名簿を中心にして、やがて来たるべき内務省復活ですか、或いは官僚王国の復活、そういう状態を夢見て、誰はどこの知事だ、誰はどこの部長だといふやうなことが、まあ冗談にでも話に上つておるといふやうなことになるのであります。これは笑い事じやないに、事実役所はそういう空氣が非常に強いんです。そういうことに簡単に自治長官がまあ動かされるというところもありますまいけれども、たゞ、動かされた形になつて来ると思ふ。この地方自治を頭から否定するやうな知事公選廃止というやうなことをかりそめにも口にされるというところは、我々としては誠に疑問を持たざるを得ないので、まあ地方財政が膨脹する一つの理由が知事の公選にあるというところを長官はしつゝおつしやつておるやうであります。その点は我々も多少わからぬこともない。併し、だから公選を廃止しなけ

ればいかんということになると、これは余り飛躍じやないか。そんなことを言つておつたら、この今の選挙なんか金がかかるのだから、選挙なんかやめてしまへば国会の汚職もなくなるじやないかという議論と同じことなんです。結局これは議院政治なんかやめてしまつて、吉田ワシマンの命令一下すべてが右向け右で動くやうな組織にすれば、それが一番いいかも知れないけれども、併しもうなればもうなつたで、又議院政治なんかよりもつと大きな弊害が出て来るというやうなことがあるから、やはり現在の組織を認めたと上、それをできるだけうまく運用して行くということになるわけですから、だから知事の問題なんかにしては、知事が公選のために経費が嵩むと言ひましたところで、現に地方財政の実情を見ても、地方で独自にやれる範囲というものは誠に限られておる。これは言わなくても御存じの通りで、自主財源なんというものは殆んどないんです。だからそういう状態であつておくことがそも／＼間違ひなのであつて、やはり府県を地方自治の中心というところへ持つて行くならば、やはり財政的にも政府のほうでもう少し地方のほうが自主自立でやつて行けるだけの態勢を整えてやるだけの誠意を示してもらいたい。そういうことを何ももしないで、そして陳情政治ばかりやらざるを得ないやうなことをしておるやうなことを中央で言うのは、これはもううてんで問題が本末転倒だと思ふ。それでそういう点について憲法違反であるかどうかというやうな問題についても大いに我々としては言うべき

いませんで、その点は御了承願いた
いと思います。或いは高文名簿という
ようなものを集めたということは事実
であるのかどうか承知いたしません

あるにいたしませんでした。恐らく何か別の目的でこれはやつたのであらうと考へられますので、なお又それらの事柄が注意すべき事柄、理由から出ておるものなら十分注意をして参りたいと、こう考えております。

○秋山長造君　只今の大蔵省がなかなか理解してくれんということなんです、実情はそういうことも知れませんが、併し大蔵省がなかなか、地方財政の手当を考えてくれないから、

むしろ逆に今度は政府の責任を放つて

おいで今度は地方のほうへ責任を持つて行つて、地方の制度をいじくろうと

いう行き方は莫大便宜主義だと思ふや。やはり今の地方団体が赤字で苦んでゐる原因はいろ／＼あります。ありますけれども、一番根本の原因は憲法であらう。あつたやうに地方自治を特に謳ひ、そ

して自治法であらう一應形式的には整つた地方自治制度といふものを作りながら、それに対して今日まで政府がその裏付けをするだけの誠意ある手当をやつて来ていないといふところに一番根本の原因があるものだと思う。だからやはりこれをどうするかという問題を本当に真剣に考えるならば、何よりもかによりも、今の制度を本当に名実共に生かして行くためには政府はもう少しすべきかといふことを、困難な問題であつてもやはり政府自身がもう少し真剣に、これはただ自治庁長官だけに委すのではなくて、政府全体として真剣に考えてもらわなければならぬ。同時に自治庁長官は担当の大臣として

特に政府の政治方針といえますか、そういうものをその方向へリードしてもらわなければならない気がするの、それを放つておいていきなり制度そのものに罪を附せるという事は、まだ／＼余りにも私は軽率過ぎると思いますか、早過ぎるという気がするの、あります。で、一方で知事官選というようなことを頻りにい／＼／＼などに放逐されて、而も今こゝへ地方税法などでも画期的な税法改正ということを出ておる。要綱案の第一には、地方団体の自治の強化に資するためと、成るほど尤もらしいことを謳つても、これはもうごまかしかなんか、余りにも白々しいという感じが私どもは持たざるを得ない。で、この問題はとにかく影響も大きいし、又非常に地方自治制度の根幹である大問題でありますから、い／＼／＼な問題で大きな影響を持つものでございまして、自治庁長官として今後この問題に関する限りは、もう少し慎重なと言へば失礼かも知れませんが、慎重な、用意周到な一つ御発言をして頂きたい。同時にそれだけに限らず、私どもも自治庁長官に期待するところは、行きなり制度に罪を附せるのではなくて、やはり自治庁長官は、或いは自治庁は、地方自治のこの育成強化という大きな線だけはどんなことがあつても踏み外さないように努力して頂きたいというのを特にお願いをしたいと思ひます。

なお、この問題についてもう少しお尋ねしたいことがあるわけですが、これも、法務委員会の方へ急がれておりますので、又お帰りになつてから続行したいと思ひます。

○委員長(内村清次君) 今の問題には

御返事はありませんね……。

○委員長(内村清次君) それでは議題に入りまして、昭和二十九年地方財政計画に関する件を議題に供します。政府のほうの御説明を願ひます。

○国務大臣(塚田十一郎君) それでは、私から昭和二十九年地方財政計画につきまして、その概略を御説明申上げます。

昭和二十九年地方財政計画の策定に当りましては、我が国経済の現況に鑑み、地方財政についても国庫予算の編成方針に即応して、極力その財政規模の合理的縮減を期待すると共に、従来往々にして見られまして国庫予算編成のしわ寄せが地方財政に及ばないよう十分考慮を払いつつ、昨年十月行われまして地方制度調査会の答申の趣旨を可及的に実現することを期し、以下述べます事項を前提といたしまして策定を行なつたのであります。

即ち、先づ地方財政計画策定の基本方針として、調査会の答申も指摘いたしておりますように、現在の地方財政計画に明らかに算入漏れ又は算入不足となつており、ために不当に地方財政を圧迫していると認められる額について可及的に修正を行い、地方財政規模を是正したのち給与改訂の平年度化等に伴う経費等平年度当りに増加を予想せられる財政需要額についてその必要最小限度の額を加算し、更に行政整理、警察制度の改革に伴う財政需要の増減額を加減したのち、地方財政について国庫予算に準じて所要の節約を期待することとしてその財政規模を測定いたしました。

又歳入面におきましては、地方財政需要の増減に即応してその独立財源を拡充し、道府県、市町村相互間の財源の偏在を是正すると共に住民負担の合理化を図るため、附加価値税の廃止、事業税の合理化、道府県民税、不動産取得税及び煙草消費税の創設、固定資産税の軽減並びに大規模償却資産に対する固定資産税の特例、入場税の国税移管、譲与税の創設等を含む地方税制の全面的改革を準備し、地方財政平衡交付金制度を改正して地方交付税制度とし、その総額を国税所得税、法人税及び酒税の一定割合とすることによつて、地方財政運営の安定及び合理化を期することとしたのであります。

以上のような前提の下に、地方財政規模を策定いたしました結果、昭和二十九年の地方財政規模は、九千六百三十五億四千八百余万円となり、昭和二十八年のそれに比して約五百四億余円の増加を見ることがなつたのであります。

次に歳出及び歳入につきまして、その内容を簡単に御説明申上げます。

先づ歳出面でありますが、昭和二十八年の財政規模即ちいわゆる既定の財政規模九千四百九十九億円に對しまして加減いたしましたものは、大要次の通りであります。第一に既定規模の是正額百四十九億円でありますが、右は従来地方財政計画に明らかに算入漏れ又は算入不足となつておりと認められるものでありまして、その内訳は、単独事業費の是正額として四十五億円、經常的物件費の是正額として五十三億円、議員委員の期末手当等給与関係経費等の是正額として五十一億円であります。単独事業費の是正分四十五億円は、例えば六、三割の建築費とか港湾の浚渫事業のように、いわゆる公共事業

業費の施行についてその事業の成果を期するため若干の経費の懸ぎ足しを要するもののうち、従来既定財政計画に算入漏れとなつていた額であり、又經常物件費の是正分五十三億円は、現在の地方財政計画に繰り込まれております物件費の額の不足分でありまして、即ち、現在の地方財政計画は、昭和二十五年の決算額を基礎として策定せられていたのであります。右地方財政計画の中に繰り込まれていない物件費は、基準年度である昭和二十五年からの増加率が国庫財政のそれに比して著しく過少であり、地方財政窮乏の一因をなしていると考えられますので、これを修正を行なつたものであります。更に給与関係経費等の是正分五十一億円は、特別職の地方公務員、議員、委員の期末手当、税務職員に對する職務手当及び教育長、指導主事の給与費等について、従来算入不足、又は算入漏れとなつていた額を修正したものであります。

第二は、本年一月から実施せられた給与改訂の平年度化に伴う給与費の増加額等、昭和二十九年において増減する財政需要額であります。その額は、三百五十五億円の増加となつております。即ち給与改訂に伴う給与費及び給与関係経費の増加額四百十四億円、百二十一人に上る人口の自然増加等に伴ひまして当然増加する諸経費の増加額五十一億円、公債費の増加額百三十一億円、法令の改廃、国庫補助負担金の整理等国の行政施策に伴う経費が差引四億円の増、災害復旧事業費の再査定による災害復旧事業費の減、失業対策費の増加、明年度における中学校の生徒増に對する建築費の増加額等を含めて臨時事業費差引二百四十五億円の減が主なるものであります。差引合計三百五十五億円で昭和二十九年において見込むべき必要最小限度の経費の増加額となるわけであり、このうち給与関係経費の増加額の算定につきましては、地方公務員についても国家公務員に準じて行政整理を期待することとし、道府県及び五大市の一般職員について五・五%、市の一般職員五%、町村の一般職員は平均一・七%の整理を見込むと共に、教職員については明年度増加による児童生徒数に對する要増加人員を含み約三万人程度増員の抑制を図ることとしたのであります。

第三は警察制度の改正に伴う財政需要の増加額百五億であります。政府は地方制度調査会の答申の趣旨に則り、今般警察制度の改革を決定し、本年七月一日より、現在の市町村自治体警察を全廃し、現在の国家地方警察の大部分と共に新たに都道府県警察を創設することとし、関係法案を準備いたしておりますのであります。これに伴ひ地方財政において本年度百五億円の新しい財政需要額が必要となつて来るのであります。新警察制度の下において、国は、道府県警察相互間の連絡調整、警察官の教育及び鑑識、通信等の施設の維持管理を行い、その費用については全額国庫負担とし、且つ又警視正以上の警察官は国家公務員とすると共に、国家の事件に關しては警察庁長官が都道府県警察を指揮監督するものとし、都道府県警察の特殊な警察活動や装備につきましては、二分の一の国庫補助を行ふこととして、二つの一の国庫補助が、これらの制度改正に伴ひ、現

在の国家地方警察から都道府県に移ります。財政需要額が約九十億円、市町村から都道府県に移ります。財政需要額が二百一十億円となるのであります。

又警察職員につきましては、約三万人を今後四ヶ年間に整理するものと、本年度は約一万人を予定すると共に、現在の自治体警察職員の給与で新設せられる都道府県警察のそれよりも高い給与を受けることとなる者について、その切替えに当り、本俸の差額について当分の間手当を支給することとし、その移行の円滑を図るうとして、行政整理に伴つて十二億円の節減と、退職金、恩給、給与調整費につき二十七億円の経費の増加が見込まれるのであります。結局警察制度の改正によりまして、都道府県に於て、三百十六億円の増、市町村において二百一十億円の増、差引地方財政需要額としては百五億円の増加、うち国庫補助金二十一億円となるのであります。

第四は、経費の節減であります。国も地方団体も財政規模の合理的縮減を図るべきことは我が国現在の経済情勢下におきましては、論ずるまでもありません。併し他面又窮乏に瀕した地方財政に現在寄せられているしわをそのままにして縮減を求めることが困難であることも否むことができません。明年度地方財政計画の策定に当りましては、これらの諸点を慎重考慮の上、先ず地方財政窮乏の素因になつてゐる原因を剔抉し、既定規模の是正を行なつた後、国庫予算の編成方針に準じ、経常物件費中義務的な経費を除きました節約対象額に対し、府県五大市においては一〇%、市町村にあつては五%、単

独事業費については一〇%合計百二十億円の縮減を期待することとしたのであります。

第五は、警察制度、地方税制度等諸制度の改正等に伴う富裕団体の超過財産の増減額であります。地方交付税が交付されない地方団体にかかるといふゆる超過財産は、地方財政計画の構造上歳出に計上すべきものであります。昭和二十九年年度においては税の自然増収に伴う増加や、税制改正による減、警察制度の改正等による財政需要の減等差引きいたしました結果、前年度に比較いたしまして、更に十五億円の増加をみることなるのであります。

次に歳入につきまして、その大略を御説明申し上げます。第一に税収入であります。税収入につきましては、前年度に比較して、三百七十二億円、譲与税を加へまして六百二十四億円の増加となつております。すでに述べました通り給与改訂の平年度化、警察制度の改正等に伴う財政需要の増高に即応して地方財源を拡充すると共に、道府県、市町村相互間の財源調整を行い、他面住民負担の合理化を図るため、今回地方税制度について所要の改正を行うこととし、先ず従来地方税でありました入場税を国税に移管して、その九割相当額を揮発油税の三分の一の額と共に地方譲与税とし、これを入場税に

税を課する等の措置を講ずることとしたのであります。この結果地方税収入におきましては、昭和二十九年年度の収入見込額は三千四百七十四億円となり、前年度に比して自然増収四百一十一億円、制度改正に伴う減三十九億円、差引三百七十三億円の増収が見込まれることとなり、別に地方譲与税二百五十二億円が見込まれることとなつたのであります。

第二に国庫支出金であります。一般公共事業費、災害復旧事業費の削減、少額補助金の整理等に伴う減と、義務教育費国庫負担金、警察費国庫補助金の増等により差引三十八億円を減ずることになつたのであります。

第三に地方債であります。公共事業費等の削減による臨時事業費の削減と現下資金供給事情の窮迫等により、一般会計において政府資金七百十五億円、公債資金百三十五億円、交付公債百七十七億合計九百五十七億円を見込んだのであります。本年度に比較いたしまして約百三十九億円の減少となつております。なお、地方債計画につきましては、右のほかに公営企業会計分として政府資金百七十五億円、公債資金六十五億円を予定し、電気、水道事業等諸企業の資金需要に應ずることとしたのであります。

第四に雑収入であります。雑収入につきましては、昭和二十七年年度の決算を基礎として算定替を行い、使用料、手数料等につきまして、それら増加要因を推定、増収を期待すると共に、自転車競技法等に基づく各種国庫納付金の廃止等により地方財政中一般会計に追加せられる増加額を二億二億と推定し合計一千七十八億円と積算いたしたのであります。

以上が昭和二十九年年度地方財政計画の大要であります。最近の地方財政の状況は、その困窮度を強め、財源の不足に悩む団体が著増いたしております。これは、誠に遺憾とするところであり、一方又地方財政の運営につきましても、国も地方団体も共々になお検討を加へるべき点が多あることも否定できないのであります。政府は今後この計画の履行を通じ、誠心誠意地方財政の改善合理化に努めて参りたいと存じております。

何とぞ各位の十分の御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。第であります。

○政府委員(後藤博君) 只今の御説明に多少補足したいと思ひます。お手許に地方財政計画というのがあります。それによりまして御説明申し上げます。

果、最小限度のものだけを是正をいたすといふことになりまして、百四十八億九千五百万円の財政規模の是正を行なつたわけでありまして。そのうち単独事業の四十五億出した根拠は、二十七年年度の決算を細かく洗いまして、そのうち繰り足し単独事業、これは例えば小学校で申しますと、生徒一人当り〇・七坪の二万三千円という単価ではできませんので、そのために政府が繰り足ししているようなもの、そういうふうな繰り足し単独事業を拾ひますと、百五十五億でございます。その百五十五億を公共事業の伸びて伸ばして言いますと二百四十億になります。二十八年度の既定の財政規模にこのうち百四十九億入つておりますので、その差額九十一億の半額をここに地方財政計画として四十五億出したわけであり

ます。

第二の経常物件費五十三億は、これは国の一般行政費中の経常物件費と地方団体の経常物件費とを二十五年以後比較して見ますと、国のほうが地方団体より非常に伸びております。国の伸び率のほうが非常に大きくなつておりました。大体差額が二〇%くらい違つておるのであります。その違つておりましたものの約半額を拾ひましてここに五十三億を是正したわけであり

ます。

それからその次の第三の給与関係の不足分でありまして、給与関係につきましてはいろいろ争ひのあるところでありまして。争ひのない点で従来確実に不足しておりますものを拾ひまして、ここに是正をいたしたのであります。第一に議員、委員の報酬手当、これは議員、委員が人員の数において、

人口の増加等によりまして是正を要する点がございます。その人員を増加いたしますと同時に、期末手当が入つておりませんでしたので、この期末手当分を実績単位価を使いまして算入いたしましたのであります。その分が二十九億、特別職の給与と申しますものは、これは知事、副知事、市町村長、出納長というような人々、この期末手当が入つておりませんでしたので、これを六億だけは正をいたしたのであります。それからその次の特殊勤務地手当とありますが、これは主として特殊勤務地手当関係が九億でありまして、あとはこれは例えば税務職員でありますとか、それから伝染病の職員でありますとか、社会福祉事業関係の職員等につきましての特例な手当を地方団体が出してあります。そういう特別手当が従来は財政計画上載つておりませんでしたので、これを全部計算をいたしまして入れてあります。それから教育委員会の経費、それから事務局の経費等につきまして、従来の既定規模には二十五億入つておりますが、その二十五億では不足いたしておりますので、これも実際の教育長、教育主事等の単価についても是正をいたしたのであります。これは大体五億でございます。

率を見込んでおります。それから教員につきましては三万人の増員抑制を図つております。それから(四)の教育職員給与法改正の平年度化に伴う給与費の増、これは三本建によるところの増で、昨年は三億でありましたが、今年は十億が増であります。

それから次に人口等の自然増加に伴う経費のほうは五十一億、これは人口が来年になりますと、人口問題研究所の調査によりますと百二十三万人増加いたします。これに伴うところの経費の増額を見込んであります。

次に公債費の増百三十億、これは既定規模の中に二百五十億入つております。来年度におきまして、昭和二十三年、四年、五年頃の災害の起債の元利償還が開始して参ります。据置期間が過ぎまして元利償還が非常に多くなつて参ります。従つて来年度から暫らく公債費が非常に増加して参ります。既定規模に二百五十億ありますので、来年は三百八十億の公債費があるわけでありまして、

次に、国の行政施策に伴う経費の増減額三億六千万円、これは(四)の法令の改廃等に伴う経費の増減と、それから補助負担金の増減のものとの差引であります。法令の改廃等に伴う経費の増減額十億はお手許の資料にあると思ひますが、海区漁業調整委員、農業委員会委員の選挙だとか、漁業信用基金協会の出資金増だとか、公明選挙の費用だとか、そのほか土地改良、民生委員会の関係の経費だとか、いろいろのもの増減を差引いたしまして十億といふふうに見込んであるわけでありまして、それから次の(四)の補助負担金の増減に伴う経費の増減、これは七億減る

わけでありまして、昭和二十八年の災害対策費が八十四億、これは主として二十八年の消費的経費が全部落ち参りまして、災害対策費が八十四億財政需要が減るわけでありまして、それからその他の増減七十七億、これは増であります。これは補助負担金の増減と、それから補助率が増えられたためにその分だけ地方の財政需要が増加して参ります。その分を七十七億ここに差し出しておるわけでありまして、大きなもので補助率の変更のありましたのは、農業委員会の技術員の二分の一の補助が三分の一になりますとか、未開墾地助成の全額補助が二分の一になりますとか、農業改良普及員の三分の二の補助が二分の一になりますとか、保健所が三分の一が四分の一になる、こういうものが大きなものであります。

その次の臨時事業費の増減であります。これは二百四十五億でございまして、そのうち公共事業費関係で、一般の公共事業費で二億三千万円減ります。国の予算をみますと、国の公共事業費は百四十一億減少になって、このうち地方団体に関係いたしますものだけ拾いますと三十億減ることになります。その三十億の地方負担額は二十八億でありますので、差引いたしましてここに二億という数字が出て参ります。その次の災害関係は百五十九億の減になります。これは災害の査定が千七百七十五億から千三百三十四億に査定替になります、同時にこれを三割乃至四割の施行、こういうことになりました。関係で減つて参るわけでありまして、それから次の失業対策事業費十七億の増加、国の予算で見ますと、国庫

補助が十億だけ増加いたします。それによりまして地方負担額が増えて参ります。その分の十七億であります。それから(六)の特別道路整備事業費四十一億の減は、いわゆる防衛道路と称するものであります。二十八年年度で終了したので、全部減になつております。それから単独事業費五十九億の減は、災害関係で六十九億減りまして、その他で十億減りますので、差引五十九億になります。六十九億の内訳は二十八年度災害の単独事業を六十九億見込んであります。それから二十九年度の現年度災害を二十九億、それから過年度災害復興関係は二十一億、公共事業関係による振替が、公共事業の削減により単独に振替つて来るものが三十四億、合せて百五十三億ということになります。ところが既定財政規模の中に二百二十二億入つておりましたので、二百二十二億から今申した百五十三億引きました六十九億というのが減になるわけでありまして、それからその他の十億は中学校の生徒が来年度も増加いたしますので、本年は先般の国会におきまして二十億だけの財政需要の増を見ただけであります。それでは見足りな

い点もございまして、三十年代中にも相当増えるものがございますので、二十九年度の不足分と三十年代の増加分とを合せて三十億の単独事業の増を見込んであります。本来はこれは国庫補助が半額あるべきものであるのあります。補助事業でなくして単独事業として我々のほうで計上いたしております。文部省のほうの予算の関係でこゝういふふうになつております。既定の中に二十億入つておりますので、こゝでは十億だけを増加いたしましたわけでありまして、

それから警察制度改正によるところの増減が百五億、これは制度改正によるところの増が八十九億であります。それから行政整理による減が十二億、これは先ほど説明がありましたように、三万人の警察職員を四年間で整理し、初年度一万人の整理をする、それによるところの財政需要額の減が十二億であります。それから退職手当及び恩給費の増二十七億、これは退職金の増が七億五千万円、一時恩給の増が六億一千万円、それから給与の調整をいたさなければならぬので、その分が十三億九千万円、合せて二十七億ということになります。先ほど御説明がありましたが、警察関係が、市町村自治体警察から府県警察になりますために府県の財政需要が三百十六億増えて参ります。市町村のほうは二百一十一億減つて参ります。差引き百五億というのが財政需要の増加となつて現われるわけでありまして、

それから次に次が節約であります。節約の百二十億のうち経常経費の減五十億、これは府県、五大市、それから東京の二十三区の旅費、物件費一〇%、市町村の旅費、物件費五%の減であります。それから臨時事業費の減七十億は、現在既定規模の中に単独事業費が七百七十億ございまして、この七百七十億の一〇%、これは丁度公共事業費が一%落ちておるので、それに見合つた節約をしておるわけであり

ます。それから富裕団体における超過財産の増加十五億は、これは現行制度で参りますと、九十八億の超過財産の増加になつて参ります。併し警察制度及び税制改正等によりまして逆に八十三

億の超過財源が減つて参ります。その差引をいたしますと十五億になります。で、今度は団体別に申上げますと、県のほうでは三十六億の超過財源が減つて参ります。市町村が五十一億超過財源が殖えて参ります。差引き十五億ということになるわけでありまして、で合せて、九千六百五十三億四千八百百万円の財政規模になるわけでありまして、そのうち都道府県が五千六百二十七億三千七百百万、市町村が四千二百六億一千百万円ということに相成るわけでありまして。

次は歳入であります。歳入は先ず地方税であります。地方税は、税制改正及び自然増を合せまして、二十八年度に比較いたしまして約三百七十二億の増加になります。三千四百七十四億六百万円の地方税収入を見込んでおる次第であります。そのうち約三百億は煙草消費税の新設であります。

それから次の地方譲与税の二百五十億、これはガソリン譲与税が七十九億、入場譲与税が百七十二億であります。それから平衡交付金は交付税に変わります。平衡交付金は減となつております。それから国庫支出金は、先ほど申しました公共事業その他の縮減によるもの、又新しく警察費の国庫補助制度ができますので、それに見合う増等、差引きいたしまして、三十七億減ということになります。警察費の補助金のうち二十一億と申しますのは、一般行政運営及び一般的施設につきまして二分の一の国庫負担がございますので、その額二十一億をここに計上いたした次第であります。それから次に地方債であります。地方債は二十八年度は千九百六十六億であり

ましたが、百三十九億減りまして、九百五十七億になつておるわけでありまして、二十八年度の全部の起債総額は千三百三十一億であります。そのうち一般会計が千九百六十六億であつたのであります。今年度は起債総額は千九百九十七億であります。この九百五十七億の一般会計分の起債のうち八百五十億が普通公債でありまして、このうち政府資金が七百二十億であります。それから公債公債が百三十億であります。ほかには先ほど御説明のありましたように、公債、企業債が二百四十億ございます。この公債企業債の二百四十億の内訳は、政府資金が百七十億、公債公債が七十億ということに相成つております。資金構成で多少変わつておりますのは、昨年は政府資金八百九十億のうちで預金部資金が大部分でありまして、簡保資金が百九十億しかございせんでしたが、本年は八百九十億のうち四百六十億が簡保資金でありまして、残りの四百三十億が預金部資金といたうふうな簡保資金の比重が非常に高くなつております。

それから次の雑収入であります。雑収入は昨年よりも百八十二億の増を見込んでおります。そのうち使用料手数料につきまして三十三億の増加を見込んでおります。このうち使用料は発電水利使用料が少し殖えて参ります。それから高等学校の使用料が引上がつておりますので、二十八年度の決算を基礎にいたしまして増加を見込んでわけであります。大体まあ二十八年度の収入見込額と同じ程度なものをここに挙げております。従つて二十七年から八年には増加しておりますが、八年から九年には増加してない、こういう

う考え方では増収を見込んだわけでありまして、手数料についても同様であります。それから雑収入であります。二十四年から二十六年度までの決算から拾ひ出して、雑収入の平均の伸びを出しまして、その伸びの半額程度のものが一般会計の中へ繰入れられるだろうという想定の下にその増収分を百二十六億見込んでおります。それからもう一つは政府の宝くじ及び競輪等の国庫納付金の制度が廃止されますので、それに伴うところの伸び、収入の増二十億三千百万円を中に含んでおります。以上合せて八千四百三十七億になるわけでありまして、財政需要額九千六百五十三億との差額千二百十六億を交付税ということに決定いたしました次第でございます。以上でございます。

○委員長(内村清次君) それでは次に地方税の説明を奥野政府委員から。○政府委員(奥野誠亮君) お手許にお配りしてあります地方税法改正案要綱につきまして御説明させていただきます。

改正に当りましてとりまいた方針の第一は、地方団体の自立態勢の強化に資するため独立財源の充実を図ることでありまして、地方財源をできるだけ自給の態勢に持つて行きたい。そうすることによつて財政運営の責任の所在を明確にして行きたい。かように考えているわけでありまして、たとえて申上げますと、煙草消費税を設ける。そうすることによつて専売公社から国に納付されます専売益金がそれだけ減つて参るわけでありまして、併し半面、国のほうでその専売益金を財源にして、国のほうから各省の手を通じて府県や市

町村に交付される国庫補助負担金、その他の中央政府に依存する財源の形ものが減つて来る。言い換へれば、各省から使途について細かに指図される財源が独立財源に変わつて行く。こういう形式をとつて行きたいわけでありまして、或いは揮発油譲与税を設けて、路線まで指図して道路補助負担金が交付され、それを道路の面積等に按分したくしてその使い方を府県に任せて行くというふうな意図を持つておるわけでありまして、自然増収をも含めまして、大体六百二十億円余り殖えて参ります。三千百億円の税に對しまして二割程度の増加になつて参るわけであり

第二は、地方団体相互間の税源配分の合理化を期することでありまして、この意味で、例えば山村に発電施設が得られる。全体として非常に大きな収入が得られる。全体として非常に窮乏している際でありまして、或る程度このように入収入の一部は我慢してもらつて、これを官僚の支配によつてではなくして、法律的に府県の団体の収入に帰属してしまふ、こういうふうなやり方をしたいのであります。更に、小さい規模の団体であります。成るだけ安定した税金を持つて参りませんと、或る場合には急激に収入が殖えるけれども、翌年度にはまた減りしてしまふ、法人税制にはそういうような性格を多分に持つておりますので、こういう税をより大きな規模の団体である府県にほうへ相当部分を移して行く。府県に府県民税を設けます機会に、市町民税の法人割の相当部分をこういう意味で府県に移しまして、その代りに安定した収入の得られます煙草消費税を市

町村の税金に持つて行く、こういう考え方をとつて行きたいわけでありまして、或いは又事業税の分割基準を改めまして、とによつて、とかく法人事業税収入が本店所在地の府県に不当に集中していると思つております。これを関係都道府県にもう少し分散したいというふうな考え方をとつて行きたい。

方針の第三は、地方税の税種相互間の負担の均衡化を図ることでありまして、個人事業税の負担が特に重く、二程度の税率に引下げております。更に又土地や家屋の値上りにつれまして、固定資産税の負担がかなり重くなつて参つて行きますので、土地や家屋の値上りと所得の増加とは必ずしも並行しておりませんので、このようない機会に固定資産税の税率を下げる、かたは、償却資産一般に對する負担の緩和を図りたいと考へて行きたい。更に又揮発油税の増徴等ともからみまして、自動車税の税率の調整を行おうといたして参ります。

次に改正方針の第四として、道府県に住民がひろく負担を分任する税種を設けることにいたしまして、府県民税を創設しようとして行きたいわけでありまして、現在府県の住民のうちの三割乃至四割しか府県税を負担していない。これは全住民を構成分子として府県が自治活動を行なうという上から考へます場合には、不適正であります。成るだけ広い範囲の人たちに府県の経費を分担しながら府県のあり方に強い関心を持つてもらひ、積極的にその行政の推進に参加してもらひ、こ

ういう考え方をとつてゐるわけであり
ます。

第五に、税務行政の簡素合理化を図
るとともに、国、道府県及び市町村三者
間の協力体制を確立しようとしており
ます。シャウプ勧告は責任の帰属を明
確にするということに強く主張いたし
ました。これを受けても、この改正
正が行われた結果は、余りにも強
立性を主張する結果、全くばら／＼に
行政を行うというふうな姿になつてい
る面も多いのでありまして、このう
点を是正いたしまして、責任の帰属を
明確にしながらも、協力体制をそこに
確立して行きたいということが今度の
改正の狙いなのであります。そういう
意味におきましては、第一には事業税
の課税標準につきまして、所得税や法
人税において決定されたその所得を原
則としてそのまま使つて行こうとして
おります。若しそれが減少であると認
められず場合には、その更正を府県
知事から国の税務機関に請求して行
くという方式をとつております。更に第
二には、例えば国が法人税を決定した
り更正したりします。そういう場合に
は本店所在地の府県知事に国のほうか
ら通知をいたします。この通知を受け
て本店所在地の府県知事は関係府県知
事に通知をいたします。これらの知事
はその府県内の事務所所在地の市町村
長に對して、やはり国の通知にか
かります更正又は決定した法人税額
を連絡するのであります。これらを基
礎にして事業税や市町村民税の法人税
額を更正決定して行けるように持つて
行きたい、こういうような連絡の緊密
化を図つております。第三には、不動産
取得税を設ける機会に、市町村相互間

の固定資産の評価の均衡化を協力体制
の下に確保するような仕組みをとつて
いるわけでありまして、更に小さい税で
ありますが、自転車税と荷車税とを別個
の税にしておりまして、徴税令書を二
つ出さなければならぬ。台帳も二つ
にして整理しておかなければならぬ
。こういうものにつぎましては、自
転車、荷車税を一つに統合してしま
うことによつて簡素化できると思つてお
ります。このような改正方針に基きま
して次のような要領で改正案を作つて
いるわけでありまして。

第一は、道府県民税でありまして、
市町村民税の一部を移譲して設けるこ
とにいたしてあります。一部を移譲し
て設けます結果、今の市町村民税を府
県民税と市町村民税との二つに分つた
形になつておるわけでありまして。直接
税が非常に重い、所得課税の分離は非
常に重いというふうな考え方の非常に
強い際でありますので、所得課税を殖
やさない。現在の税金を二つに分け
て、そうして府県の税制の欠陥を補い
かた、この欠陥を市町村に對しまし
ては煙草消費税の形で補填して行くと
いう考え方をとつてゐるわけであり
ます。納税義務者は、おおよそ市町村
民税の納税義務者と同一とする、個人
に對しては均等割及び所得割を、法人
に對しては均等割及び法人税割を課す
るものといたしてあります。税率のう
ち、均等割は個人については百円、法
人については六百円をそれぞれ標準税
率といたしてあります。そうして道府
県ごとの所得割の課税総額は、道府県
ごとの所得税額の総額の百分の五を標
準といたしまして、これは条例で税率
を定めるわけでありまして。条例で税率

をきめまして、その税率を所得税額の
総額に乘じて、その団体が課します
道府県民税の所得割の総額を先ず算定す
るわけでありまして。この道府県民税の
所得割の総額を道府県から市町村に對
しまして、市町村ごとの所得税額の総
額に按分して配賦するわけでありま
す。配賦を受けた市町村は当該市町村
の市町村民税の所得割の額に按分して課
することになります。府県から市町村
へ配賦いたします場合には、所得税額
に按分する結果、市町村間の均衡はと
れて行くだろうと思つてゐるのであり
ます。市町村内におきましては、市町
村民税の所得割を本税にいたしまして
て、府県の所得割はその附加税になつ
て参ります。又こうすることによつて
市町村内の納税義務者相互間の均衡が
生まれて行くだろうというふうな考え
てゐるのであります。こうやつて課税
をいたした結果、納税義務者ごと
に課税総所得金額の百分の二・五を超
えます場合には、そのものにつぎまし
ては、百分の二・五にとどめるという
賦課制限額を定めてあります。従つて
又現在の市町村民税の賦課制限額が課
税総所得金額の百分の十でありする
のを百分の七・五に引き下げておるわ
けであります。法人税割は百分の五を
標準税率、百分の六を制限税率といた
してあります。

賦課徴収の事務は、個人分にあるま
しては、市町村が当該市町村の市町村
民税の賦課徴収の事務に併せて行うも
のといたします。従つて徴税令書は同
じものを使ひます。市町村民税にお
きまして特別徴収の方式を採用してい
ます場合には、府県民税も特別徴収の
方式を採用することになるわけであり

ます。納税義務者が納めましたものは
住民税として納めたという考え方をと
つてゐるのであります。府県民税
だ、市町村民税だという選択は認めな
い。納められたものは府県民税は市町
村民税の課税額に按分して納められた
ものとして考へて行きたい。従つて又
その割合で府県と市町村とで分け合つ
て行くという方式を採用してあります
。府県から市町村に金額を配賦いた
しますのは九月三十日までによつても
らう。市町村から会社等に特別徴集し
てもらいます場合には、五月三十一日ま
でに特別徴収税額を通知しなければな
らない。それを受けて会社では六月か
ら三月までの間の十カ月間に給料を支
払います際に住民税の額を差引いて、
それを市町村に送金する、こういう手
はずにしたいのであります。従つてこ
の改正案が成立いたします場合には、
四月中の府県が条例を制定して、市町
村への配賦の手続きを了さなければな
らないという形になつておるわけであ
ります。極めて限られた期間の間にこ
れらの仕事をしなければならぬこと
になるわけでありまして。

第二に市町村民税であります。道府
県民税の創設に伴い、市町村民税の税
率のうち個人分の均等割の標準税率を
人口五十万以上の市にあつては六百
円、人口五十万以上五十万未満の市に
あつては四百円、人口五十万未満の市に
あつては二百円に、制限税率を
それ／＼八百円、五百五十円及び三百
円に、それ／＼百円ずつ引き下げま
す。

個人分の所得割の制限額を課税総所
得金額の百分の七・五、現行は百分の
十であります。これに引き下げてお
ります。

例は、法人税割の標準税率を百分の
七・五、現行は百分の十二・五であり
ます。これに制限税率を百分の九、現
行は百分の十五であります。これにそ
れぞれ引き下げます。

第三が事業税であります。附加価値
税は廃止しまして、現行の事業税及び
特別所得税はこれを統合して事業税と
して存置しようとしてゐるのでありま
す。二つに分けますよりは一つにした
ほうが税務行政上はかなり簡素になる
わけでありまして。

税率のうち、個人事業税にありまし
ては、基礎控除を七万円、昭和二十九
年度分に限り、六万円、現行は五万円
であります。これに引き上げます。所
得税の基礎控除の額と大体合せようと
してゐるのであります。

標準税率を物品販売業、この中には
湯屋業、クリーニング業及びめん類食
品提供業を含んであります。これらに
ついては百分の八、現行はおおむね百
分の十二であります。括弧の中に記載
いたしましたものがすがすに先に八
に下つてゐるわけでありまして。先
に下つてゐるからこの際は我慢をして頂
くという考え方をとつてゐるわけであ
ります。原始産業、農業及び法務自由業
等については百分の六、現行は百分の
六・四乃至百分の八であります。これ
に引き下げます。医療につぎましては
百分の六・四に先に下つてゐるわけ
であります。だからこの際は百分の六程
度で我慢をして頂くという考え方であ
ります。但し、あん摩、はり、きゆう
等の業務については現行通り軽減税率
の百分の四を適用いたします。

法人事業税の標準税率のうち、所得

を課税標準とするものがありましては、所得五十万円までの部分については、個人事業税との均衡といえますが、大分性格の違ったものでありまして、百分の十の税率、五十万円を超え部分につきましては百分の十二、現在は一、五に百分の十二でありまして、百分の十二の税率にしたいと考えます。但し、特別法人についての税率は、現行通り百分の八といたします。

電気供給業等の収入金額を課税標準とするものにつきましては、右の關係から百分の一・五、現行は百分の一・六であります。これに引き下げようとしたしております。

次に、収入金額を課税標準とする事業のうちから、料金統制が行われていない、行われておるとしては、厳格には実施されていないような種類の運送事業をはずしたい。はずしますものは、小運送事業でありますとか、運送取扱事業でありますとか、海上運送事業でありますとか、航空運送事業などでありまして、半面新たに生命保険業をこれに加えて考えております。生命保険業を新たに外形課税の中に加えようとしたものは、二十社のうち十八社までは相互保険の形態をとっております。従つて利益が出て参りますと、株式会社組織ではございませんから、これを契約者に配当金として渡してしまふのであります。言い換へれば、保険料を割戻したのと同じでございます。自然純益を計算します場合には、割戻金は損金として経理して参りますので、課税上の純益が出て参

らないのであります。併し相当の規模で事業をやつてゐることでありまして、或る程度の事業税の負担をしてもらいたい。そういうためには契約者に配当金として渡します金額を損金として見ない、益金に入れてしまふ、こういうのも一つの行き方なんです。けれども、それは多年に亘つて生命保険業が利益を配当金としてやつて行くやうな方に干渉を加へることもなつて参りますので、保険料金という収入金額を課税標準に用いて事業税を課することにしたと考へたのであります。

税率の区分につきましても、先ほど申上げましたような合理化を回ります。非課税の範囲を法人税及び所得税の非課税の範囲とおおむね同一にしようと考えております。但し、鉱産税の關係から鉱物の掘採事業には課税いたしませんし、主として自家努力を用いて行なつてゐるという意味で、個人の行つた農業や林業などについては現行通り事業税を課さないことにしたいと思つております。

次に、課税標準であります所得につきましては、原則として法人税及び所得税において決定したものに由るものとしたしまして、半面政府において法人税を更正又は決定しましたときは、その旨を道府県知事に通知するほか、法人税額又は所得税額が過少と認められるものにつきましては、道府県知事から政府に対し更正又は決定を求めることができるものとしようとしております。

次に、二以上の道府県に事務所又は事業所を有するものに対する事業税の課税標準の分割基準のうち、電気供給業、ガス供給業及び倉庫業にありましては、固定資産の価額に改めようとしてゐます。現在は固定資産の価額に半分、従業者数に半分ずつ按分してあります。地方軌道業にあつては軌道の延長、現行は固定資産の価額に半分、従業者数に半分ずつ按分してあります。金融業にありましては、事務所数及び従業者数に半分ずつ按分しようと考えております。現在は従業者数だけで按分してあります。

第四が不動産取得税であります。土地又は家屋の取得に對し、当該土地又は家屋所在の道府県において課するものと、標準税率を百分の三としたします。この不動産取得税を設けようとする趣旨は、一つには土地や家屋を取得するといふ比較的相対力のある機会に相當の負担をしてもらつて、その代り恒常的に負担して参ります固定資産税の負担を毎年〇・二%ずつ引下げ参りたいと考えてゐるのであります。第二には償却資産に對する固定資産税の負担を特に引下げて行きたい。そのため一般的に固定資産税の税率を引下げるよりかはかぬであらうと考へられるのであります。このようにな不動産取得税を設ける機会に固定資産税の税率を一般的に引下げて、そうするのによつて償却資産に對する固定資産税の負担を緩和したいと考へてゐるのであります。第三には不動産取得税の創設を通じて市町村相互間の土地や家屋の評価の均衡化を図つて行きたいと考へております。第四には不動産取得税の創設が、宅地の売買の騰貴或いは又不急建物の建設の抑制に役立つなら幸いであるといふような考へ方もある併せて考へてゐるわけでありまして、課税標準は、不動産の価格といたしまして、この価格は固定資産課税台帳に登録されてゐる不動産につきましては、これに登録されてゐる価額に基いて道府県知事が決定いたします。すでに価格がきまつてゐるものはそれをそのまま使つて行くといふことでござい

ます。新築家屋などの固定資産課税台帳に登録されてゐない不動産につきましては、固定資産税に對して示されてゐる評価の基準に基いて道府県知事が決定するものといたしますが、道府県知事が決定いたしましたときは、これを市町村長に通知し、通知を受けた市町村長はこの価額に基いて固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価額を決定するわけでありまして、新らしいものにつきましては府県知事が決定しますが、これをそのまゝ原則として将来市町村が固定資産税を課する場合に課税標準として採用して行くわけでありまして、新築住宅の取得につきましては、住宅地底の際でありますので、住宅建設を阻止するような役割を不動産取得税が持つてはならないといふような考へ方から、価額から百万円を控除した額を以て課税標準といたします。又住宅建設のために取得いたしました土地につきましては、六十万円までの部分については課さないものといたします。アパートを建てるといふような場合ににつきましては、勿論住宅の取得について控除いたします金額の百万円に収容世帯数を乗じた額を控除するわけでありまして、土地につきましては、床面積に二倍を乗じた面積に相當する土地の価格が六十万円を超えておりま

する場合にはその価格をとりまして、床面積の二倍に相當する面積の土地までは課さないといふ方式をとらうとしてゐるのであります。耐火建築促進法の施策を阻害しないような措置を講ずるという意味で、防火地帯の家屋の建設に對しまして、国や府県が補助金を交付する場合がございます。そういう補助金は課税標準から控除したいといふ考へ方をとつております。

第五は固定資産税であります。標準税率を百分の一・四、昭和二十九年に限り百分の一・五にいたします。現行は百分の一・六であります。これを引下げて、二十九年度からは制限税率がなくなるのでありますが、現行の百分の三という制限税率はやはり将来に亘つて存置したいと考へております。

次に、市町村は一の納税義務者の所有に係る償却資産に對する固定資産税の課税標準の額が、当該市町村の固定資産税の課税標準の総額の二分の一を超える場合、即ち巨大な償却施設がある、或いは巨大な工場がある、その工場や発電施設の価額だけで全固定資産税の価額の二分の一以上を占めてゐるという場合におきまして、固定資産税の税率を百分の二を超えて定めようと思ふときには、あらかじめその旨を自治庁長官に届出でなければならぬものとしたのであります。そうして自治庁長官は災害その他避けることのできない事由による緊急やむを得ない特別の財政需要があるときには、増税による増収をこれに充てなければならぬと認める場合は、当該市町村について適用される固定資産税の税率を、当該届出にかかる税率から百分の

二までの間において制限することができ、またたつた一つの大きな工場があるために、増税をいたしまして不急の仕事に当てる、割合に納税者の全体の非難が少いからそういう安易なやり方をするとした場合があつてはなりませんので、そういう場合だけ地方財政審議会の議を経て税率制限を行うことができるような規定を設けておこうとするものであります。

次に、左の固定資産に対して課する固定資産税については、その課税標準についてそれ／＼特例を設け、負担の軽減を図らうとしております。(イ)が発電、変電又は送電施設の用に供する家屋及び償却資産で、電気の供給、物資の製造、旅客若しくは貨物の輸送又は村電氣導入促進法に基く農林漁業団体電氣の採掘を業とする者並びに農山漁村電氣導入促進法に基く農林漁業団体がそれ／＼その用に供するものにつきましては、取得した年から最初の五年までは価格の三分の一の額を課税標準とし、その後の五年までは価格の三分の二の額を課税標準とする、言い換へれば税率を三分の一或いは三分の二にするのと大同小異であります。これは税務行政の便宜上こういう扱いをしたかといふことであります。但し昭和二十九年年度分に限りまして、電氣の供給を業とする者の所有する本文に掲げる固定資産で、昭和二十四年一月二日以後の建設にかかるものについては、価格の六分の一の額としようとしております。これらは取得いたしました当初におきまして、固定資産が膨大なものでありますし、これを課税標準にして固定資産税を徴収して行きますと、固定資産税が莫大な額に上つて参るわけ

であります。電気料金は抑制して行かなければならないときでありますし、又こういう性質のものは建設したときに莫大な固定資産税を負担をして、だん／＼それが下つて行く、耐用年数も極めて長いわけであります。そこで最初の年を軽減しておきますと、そのうちに償却資産の計算で固定資産の価格そのものが低くなつて来るわけであります。大体十年も経ちますと、六割ぐらいの価格になつて参ります。そうすることによつてこれらの固定資産に対する固定資産税の負担をならしたてのであります。又なからすことによつて発電施設を設けたばかりのときに、料金やんと引上げなければならぬといふことの起らないようにしたい、こういう考え方をいたしているわけでありま。但書を特に設けましたのは、差当つて電気料金引上の申請が出て参つてゐるのに對しまして、できる限りこれを抑制して行きたい。そういうために市町村としては迷惑なことであるわけでありま。けれども、能う限りの協力をして行きたい。こういう趣旨でこのような規定を設けたわけでありま。最初の五年度分が価格の三分の一の額を課税標準にして行くのを、昭和二十九年度分だけは六分の一の課税標準にして行きたい。市町村としてはかなりの犠牲でありますけれども、こういう特殊な年でありますので、あえてこのような措置をとりたいと考えるわけであります。

(四)の地方鉄道又は軌道の昭和二十八年一月二日以後の新設營業路線にかかる線路設備、電路設備等の構築物につきますしても、同じような趣旨でこのような措置をとらうとしているのであり

ます。これから鉄道軌道ができるというのです。これは、大都市の交通緩和を狙って行われます。地下鉄道の建設が中心であるうと思つてゐるのであります。そうでなければ森林資源を開発する意味においてむしろ不採算線について建設事業が行われるか、どちらかが中心であらうと思ふのであります。大都市の交通緩和を狙つて行われます。地下鉄道は何分地下を掘鑿して行くものであります。それを通常の負担でやつて行こうとしたしますと、なか／＼採算がとれない、運営が成り立たないというふうな事態にもあるようであります。そのような特殊なものでありますので、電気の場合と似たりよつたりな考え方をいたしまして、最初の期間は実質的には税率を引下げて行きたい。そのうちにはだん／＼と償却が進みまして価格が少なくなつて来る。少い価格を基礎にして普通の税率が適用される。こうすることによつて年度間に固定資産税の負担が均等化されて行くというふうに思つてゐるのであります。

次の(ハ)と(ニ)は同じ趣旨に出るものであります。企業合理化促進のための試験研究用機械設備及び施設近代化のための機械設備で、企業合理化促進法において特別償却の認められてゐる償却資産に對しましては、最初の三年度分において価格の二分の一の額を課税標準にいたして参ります。固定資産税が機械の更新を妨げているというふうな非難もあるのであります。こういう制度を採用することによりまして、そのような趣を緩和して参りたいと思ふるのであります。

(ロ)のほうは、所得税又は法人税を免

取の事業を行う者が、その事業の用に供するため新たに取得した機械設備で、企業合理化促進法において施設近代化のための機械設備として特別償却の認められるものに類するものにつきましても、同じ方式を採用しようとしてゐるのであります。これらの重要物産免税事業におきましては、企業合理化促進法においてとられておりますような個別の機械について特別償却を認められるという方式が採用されてゐないわけであります。法人税や所得税そのものが免除されてゐますために、あえて特別償却の方式が必要でないという考え方がとられてゐるようであります。併し機械設備としては同じ性質のものでありますので、総理府令で指定して同じ扱いをして行きたいと思つております。

例は、外航船舶又は国際路線に就航する航空機につきましては、価格の三分の一の額を課税標準として参ります。外国と競争いたしておりますようなものにつきましては、できる限り荷を軽くしておきたいという考え方に於いてゐるものでございます。このような制度を設けます半面、昨年度国会修正でできました利子補給を受けている外航船舶について、利子補給を受けている期間だけ〇・四％の税率を使うという規定は廃止したいと考えております。利子補給を受けておりましようとして、受けておりませんでも、又利子補給を受けております期間でありましようとして、それを超えましようでも、外航船舶であれば一律に負担を三分の一に軽減したいという考え方をとりたいのであります。

(ハ)は、航空運送事業を行う者が所有

は、最初の三年度分は価格の三分の一の額、その後の三年度分は価格の三分の二の額といたしまして、基礎の確立していない航空運送事業につきましては、基礎が確立するまでの間固定資産税の負担を緩和したいと考えるのであります。

次に、償却資産の免税点を三万円から五万円に引上げたいと思っております。零細なものにつきましてまで、あさつて参ることは穏当ではないという考え方を持っております。このような改正を加えても、償却資産の納税義務者数は三割以上減るといふふうに思っております。

左により、大規模の償却資産に対する市町村の課税権を制限いたします。人口五千人未満の町村にあつては一億円、（昭和三十年度に限り二億円）、人口の増加に伴い逐次にこの額を増加して、人口三万人以上の市町村にあつては四億円（昭和三十年度に限り六・五億円）、これは当該大規模の償却資産の価格の十分の二の額が四億円又は六・五億円を超えるときは当該価額の十分の二の額といたしました。これを超える大規模の償却資産に対しましては、市町村はその超える部分につきないは固定資産税を課することができないものといたします。この結果、基準財政収入額が基準財政需要額の一・二倍を下廻ることとなる市町村については、当該市町村についてその課税限度額を引上げるわけでございます。要するに基準財政収入額が基準財政需要額の一・二倍になるまでは保証して行こうということでありませう。大規模の固定資産の価額を当該固定資産所在地以

外の市町村に配分する制度は、これとの関係からやめてしまします。これらの措置は昭和三十年から実施するものといはれております。更に、左により大規模の償却資産に対しては道府県に課税権を与えようとするものでありまして、前項により大規模の償却資産について市町村が固定資産税を課することのできない部分について、道府県が固定資産税を課するものといはれます。道府県が固定資産税を課する大規模の償却資産については、原則として道府県知事が前年度末までにこれを指定し、且つ詳細して、その額を納税義務者及び関係市町村の長に通知するわけでありまして。

第六は、煙草消費税であります。日本専売公社が小売人の営業所等に売渡した煙草に対し、その小売価格を課税標準として、小売人の営業所等所在の道府県及び市町村においてそれぞれ日本専売公社に対して課するものといはれます。税率は道府県分が百十五分の五、市町村分が百十五分の十であります。日本専売公社から毎月の売渡した煙草についての煙草消費税を翌月二十五日までに道府県及び市町村にそれぞれ申告納付するという制度にいたしておきます。

第七は自動車税であります。税率を次のように改めております。乗用車のうち普通乗用車につきましては、営業用が現在一万四千円でありまして、それを一万八千円に引上げる。但し軸距百二十センチを超えるものにつきましては三万円、軸距が百二十センチを超えるものといはれます。これは高級乗用車でありまして、これは軸距と書いてあります。法律は軸距という言葉を使ってお

ります。前輪の軸と後輪の軸との間の長さであります。軸距と申しますと、前輪から前輪の面輪の間であります。自家用は営業用の二倍にいたしたいと思ひます。小型自動車につきましてもそのように引上げます。トラックにつきましても、きめております標準税率は、最大積載量が四トンを超え五トン以下のものであるということをはつきり法律に謳ひたいのであります。このトラックがトラックの中では一番多い種類のものでもあります。多くの府県で課税してあります一万四千円の税率適用のトラックは積載量が二トンを超え四トン以下のものよりでありまして、むしろこの部分については若干多くの府県においては軽減になるのじやないかというふうに思つております。半面ディーゼル車につきましては、揮発油以外の燃料や動力を使つて運行しておりますものにつきましては、大体七割程度減税持つてもらおうという考え方から二万三千円の税率にしたのであります。一般の自動車は揮発油の負担を十万円から十五万円くらいしておるのではないかと思つております。更に揮発油税が二割程度引上げられますので、従来の揮発油税の負担が更に多くなるわけでありまして、これらの関係から揮発油税を負担してない自動車、主として軽油を使つておるディーゼル車でありまして、そのような自動車につきましては、他の自動車の税率の一・七倍の税率を採用したいと考えます。

バスにつきましては、主として観光貸切用のもので揮発油によつて運行しますものは現在二万五千円でありまして、これを三万円に改めようとしております。この観光貸切用のバスは乗車定員が四十一人以上五十人以下のものについて適用される税率ということに法律上明らかなにしたいのであります。多くの府県で二万五千円の税率を適用しておりますバスは、乗車定員二十一人以上三十人以下のバスであります。従ひまして二万五千円から税率が三万円に上つたようでありまして、実質的にはむしろ若干引下げられておるくらいだと思つております。半面ディーゼル車につきましては五万円に引上げます。その他のいわゆる乗合バスにつきましては、現行の一萬四千円の税率を据え置くわけでありまして、これも乗車定員が三十一人以上四十人以下のものという規定を入れますので、多くの府県で適用しておる乗合バスの一万四千円の税率は二十人以上三十人以下のものでありまして、むしろ若干引下がる。半面ディーゼル車は二万三千円に値えて参るといふことになりまして、三輪車、二輪車、軽自動車につきましても、そこに記載してありますように税率を引上げたいと思つております。更に自動車税を滞納しておる者に対しては車体検査証の更新を拒否するといふことにいたしまして、運輸省の協力を得て自動車税の徴収を確保する方法を採用したいと考えておるものであります。別個に法律を改正したいと思つております。道路運送車輛法の改正を考えておるのであります。狩猟者税につきましては、税率を元のようにな本化したといふ考え方でありまして、

第九の自転車荷車税につきましては、現行の自転車税及び荷車税を統合して自転車荷車税とするほか、原動機付自転車について標準税率を法定し、その額を五百円程度といたします。大抵の市町村ではすでに原動機付自転車につきましては特別な税率を条例で定めて、大体五百円としておるようでありまして、

第十は電気ガス税であります。地方鉄軌道業者が直接輸送の用に供する電氣並びに銅、鉛、亜鉛、硫黄、銅、アンモニア及びチタン地金等の掘採又は製造に使用する電氣に対しては、次に電氣料金が改訂されるときから、電氣ガス税を課しないものとしたのであります。こうすることによつて順次電氣ガス税を消費税に純化して行きたい。消費税に純化しながら、将来に亘つて電氣ガス税を存続しながら相当の収入をこれに求めて行きたいといふ考え方を持つておるのであります。

その他規定の整備をいたします。ほか、入場課税及び揮発油課税と関する法律を別途制定したいと考えております。以上であります。

○委員長(内村清次君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(内村清次君) それでは速記を續けて。

○若木勝蔵君 これは、この間の国鉄の騒動の問題で参考人を呼んだんで、これがこれについては先般の委員会であつたが、終つたあとに、私は今日は参考人の話を聞いたのであるが、そのうちに委員会であつたことを検討してもらいたいといふことを委員長に申し上げておいたわけですから、ところがあの速記録がでかしたのを総評の關係の人たちがすつと検討したらしい。そこで委員長宛に

総評の組織部長の森谷雅春という人から手紙が来ておる。これは私の手許にも来ておるのであります。その要点は、すなわち、こういうふうになつてゐる。「二月四日貴参議院地方行政委員会において国鉄官廳部に対する労働組合員の陳情中に惹起した警察官の組合員に対して行なつた暴行事件を調査せられましたが、この際参考人として喚問された石田(丸の内署長)証言には事実と反する点が相当述べられておりますので、少くも關係あります。私よりその真実にあらざる点を要約し御指摘いたしますので、よろしく再審議下さるようお願いいたします。」

さういふふうなのが、委員長の許に来ておるのと、同様のものが我々の手に来ておるのであります。

そこで、これは速記録によつていろいろ調べたのでありますが、場合によつてはその真実を明らかにするたために、この森谷という人が出まして、石田丸の内署長と共にこれを明らかにしたいと、さういふようなことであつたわけですね。さういふ手紙が来ておる。これはこの間の場合には、証人喚問といふことよりも参考人といふような形で私はあつたろうと思ふ。そこで、その証言が違つておつたかどうかといふこと、さういふ偽証であるとか何とかいふこと、さういふこと、恐らくこの問題は考えられるだらうと思ふので、そこで、ただ非常な内容が事実と違つておるために、ここで十分我々の立場も明らかにしたいといふところの希望が出ておるのです。これは私としては、やはりあつた問題を委員会として検討して何らかの結論を出すとすれば、その過程においてやはり

こういふようなことをもう一遍やる必要があるんじゃないか、こういうようなことを考えておられますが、それについてお諮りを願いたい、こう考えるわけですか。

○委員長(内村清次君) 只今の若木君の言われた書類は、確かに委員長の手許まで来ておつたわけですか。これも委員会の席上で問題化された場合においては、委員長といたしまして委員のかたへにお諮りを申し上げたいと、そういう気持ちでおつたわけでございますけれども、実は、たま／＼先ほどのこの警察法案の本案議案に際しまして、地方行政委員であられる加瀬君からたま／＼この問題が出て、私はびつくりしたわけです。而も録器で打たれた被害者の精神も持つて来ての訴え方でありましたので、人命をかくような程度に警察官のほうで取扱つておるといふようなことになつて来ますと、大きな問題でもありましようからして、それが直接関係のあるこの事件の証拠品として残つておる問題でもありますから、これは今一応委員のかたがたにも相談を早い機会にすべき問題ではなからうかと、こういうふうな私としては思つたわけでございます。そこで丁度、当時の委員のかたへで出席されておつたかたは御承知と思ひますが、あの丸の内署長の参考意見の中に、このデモの状況について、いろいろ不穏な状況であると、いわゆる約束した事件と違つた不穏な状況があるといふようなその報告書は、いつでも委員会のほうに提出してよろしいといふようなことまでもはつきりとあの席上で約束しておつたやうでございます。これは

将来の問題もありまうからして、そういうような不穏な言動がなされて、そして約束を守らないところの状況であるとしたならば考えなければならぬ、こう思つて報告書を直ちにこちらの方に送つてもらいたい、約束もしておりましたが、現在までその報告書は来ておらないやうであります。こういう点も一応やつぱり、ただあそこでも自分の証言を有効にして、相手方に対しての印象を悪くするといふようなことに使われても、折角の委員会の公正な審議もこれは困つたものだと思つております。この点について、一つ委員のかたへ、御意見をお聞きして、又関係者を呼ぶといふようなことをなすべきかどうか、この点を一つお諮り申し上げたいと思つております。

○秋山長造君 実はこの書類は私の所にも来ておつた。読んで見ますと、この速記録に比べて見て、成るほど一々のはつきりして見えます。で、あのときの石田署長の発言といふようなものは、當時あの席におられたかたは皆さん一様に同じような御印象を受けたと思ひますが、非常にましく立てるような発言であつたのです。実は余り真剣なまじめな態度じゃないという感じをまだ持つておる。果してこの今の書類によつて見ますと、非常にその神聖な委員会に参考人として出た人の発言としては、極めてどうも本當とうそがごつちや混ぜになつたやうな発言が多いのであります。我々としては、これはあの事件がどうかとかがどうとかいう裁判所的な結論を出すといふことは、もとより又御異論もあると思ふのです。併し少なくとも折角あ

やつてやつた委員会においてそういう間違つた、明らかに事実と反した、或いは故意に事実を曲げた発言をやらせている。そうしてそれをそのまま聞きつて放して放つておくといふことは、余りにも権威のない行き方じゃないか。そこでやはりそういう反対の証言が出て来てる以上は、特に現在の警察法の問題等で警察制度全般について私ども根本的に再検討しなければならぬといふきでもあるわけでありまうからして、是非この委員会でも一度関係者、この前ほど多くなくてもよろしいから、もう一度関係者を呼んで頂いて、私どもはその点について、少なくとも両者がそれ／＼まじめな、正しい、客観的な少なくとも陳述を聞いた上で、改めてこの委員会としての結論をまとめ、或いは委員会としての見解をまとめたりして頂きたい。

○堀末治君 今承つておると、あなたがたのほうにはお手紙が行つてゐる。我々の所には何も手紙も頂いておりません。さういふことで、今どういふ手紙が行つてゐるか私どもはちよつと内容がわからない。成るべくならばその手紙の写しでも全員に一つ謄写して配つて頂きたい。又私ども速記録を実は拜見しております。実際言ふと、従つて若しもさういふやうなことになるならば、その手紙も一つ先ず出してもらいたい。それから速記録も見なければなりません。秋山さんのおつしやつた石田署長の言動に参考人としてどうかといふやうな御意見もございまして、甚だ失礼な言葉かも知れないけれども、身分の低い人があつた所に引

き出されてやるといふと、いろ／＼と興奮もするし、あの人自身もどうも私はもの言いが下手でということ言つてゐるのですから、特にいわゆる国会といひますか、或いは委員会を侮辱したといふやうな感じも私は受けたい。むしろ頗る率直に、しゃべり下手がよくあのくらいしゃべつたといふやうな感じを我々受けてゐるのです。さういふ感情なくでやるというところは私は賛成しません。併し幸いにさういふ手紙が来ているならば、どうして我々……一体全員にくれるのが本當だと思ふ。さういふところにも私は率直に言つたら一種の不快感を感じます。委員会がみな聞いて、成るべく私どもは黒白を裁くといふことをせず、みな成るべくその審議をまろく収めようといふので、我々も発言もせずに終つたのであります。若木さんから御発言があつたことは私もよく知つてゐるから、いざ理事會でも委員長からお話があると思ひますが、私は不快に思つてゐるのです。

○委員長(内村清次君) それでは書面を委員のかたへにも配付するということにいたしましたので、その取扱については理事會で検討すると、かようにしてよろしうございませうか。

○委員長(内村清次君) それでは書面を委員のかたへにも配付するといふことにいたしましたので、その取扱については理事會で検討すると、かようにしてよろしうございませうか。

○委員長(内村清次君) それでは書面を委員のかたへにも配付するといふことにいたしましたので、その取扱については理事會で検討すると、かようにしてよろしうございませうか。

○委員長(内村清次君) それでは書面を委員のかたへにも配付するといふことにいたしましたので、その取扱については理事會で検討すると、かようにしてよろしうございませうか。

○委員長(内村清次君) それでは書面を委員のかたへにも配付するといふことにいたしましたので、その取扱については理事會で検討すると、かようにしてよろしうございませうか。

○委員長(内村清次君) それでは書面を委員のかたへにも配付するといふことにいたしましたので、その取扱については理事會で検討すると、かようにしてよろしうございませうか。

○委員長(内村清次君) それでは書面を委員のかたへにも配付するといふことにいたしましたので、その取扱については理事會で検討すると、かようにしてよろしうございませうか。

○委員長(内村清次君) それでは書面を委員のかたへにも配付するといふことにいたしましたので、その取扱については理事會で検討すると、かようにしてよろしうございませうか。

○委員長(内村清次君) それでは書面を委員のかたへにも配付するといふことにいたしましたので、その取扱については理事會で検討すると、かようにしてよろしうございませうか。

ございましたか、衆議院関係の道路交通取締法案、あの一案といましての関連性が非常に強い法律案でございます。そこでできるならば、法務委員会と合同で提案理由も聞きたい、かように昨日私は考えまして、法務委員会に専門員をして申込ませましたが、実は今日の午前その説明がなされたと聞いておりますが、これはどこまでもやはり連合審査を申込む必要があると考えておりますが、この点合同審査の点は如何でございますか。

○堀末治君 それはどういふ法案が出ているか、我々も聞いておりませんので、若し何ならこつちのほうでも一遍一つよく聞きまして、然る後一つ向うへ合同審査を申込むことにしたら如何でしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長（内村清次君） こちらで聞くことにしますか。……それではこちらの方でも提案の理由の説明を聞きまして、法務委員会に更に合同審査をするかどうかというところをお諮りするところという取扱にしたいと思いますか、よろしうございしますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長（内村清次君） そのようにします。

それでは今日はこれで散会してよろしうございしますか。

「結構です」と呼ぶ者あり」
○委員長（内村清次君） それでは本日はこれにて散会をいたします。

午後四時四分散会

二月十日本委員会に左の事件を付託された。

一、償却資産税反対に関する請願

（第七二二号）
一、営業用トラックの自動車税軽減に関する請願（第七二二号）（第七二三号）（第七二五号）
一、大都市自治体警察存置に関する請願（第七二九号）

一、遊興飲食税の国税移管反対等に関する請願（第七二八号）

一、遊興飲食税の一部を市町村に還元するの請願（第七三八号）

一、貨物自動車運送事業等の事業税の外形標準課税撤廃に関する請願（第七九七号）（第七九八号）（第七九九号）（第八〇〇号）

一、営業用トラックの自動車税軽減に関する請願（第七九五号）（第七九七号）（第七九八号）（第七九九号）（第八〇〇号）

一、バス事業に対する事業税の外形標準課税撤廃に関する請願（第一〇〇二号）

一、入場税の国税移管反対に関する請願（第一〇二二号）

一、地方自治確立等に関する陳情（第一二二二号）

一、大都市警察存置に関する陳情（第一二二四号）

一、警察制度改革に関する陳情（第一二二五号）

一、市町村自治体警察存置に関する陳情（第一二二六号）

一、大都市自治体警察反対に関する陳情（第一二二六号）

一、警察制度改革に関する陳情（第一二四九号）

一、警察制度改革反対に関する陳情（第二五〇号）

第七二二号 昭和二十九年一月二十六日受理

請願者 福島県河沼郡日橋村大字南高野償却資産税関係町村福島県協議会

内 眞壁宗辰外十三名

石原幹市郎君 松平勇雄君

今般地方制度調査会が答申したところによると、償却資産を固定資産税の課税客體からはずしてあらたに償却資産税を設けるとのことであるがこれは現に市町村が自己所在の償却資産に對して課税する固定資産税の二分の一を道府県に移譲することであつて立法の姿からみても町村自治の事情からみても改悪であるから、償却資産税創設案を取り止め現行税法を存続せられたいとの請願。

第七二二号 昭和二十九年一月二十六日受理

請願者 神奈川県横須賀市若松町三の五横須賀運送株式会社取締役社長 新倉義雄外一名

今般政府に答申された税制調査会の税制改革案によると、トラック運送事業は、一般企業同様法人税、事業税等が軽減されることとなつたが、ガソリン税、自動車税等が引き上げになるため、トラック運送事業者にとつては反

つて増税となる矛盾した結果が招来されるから、自動車は税法上認められた事業用償却資産であることを勘案され、自動車税を財産課税の一環として固定資産税と同率課税に改め、普通車（トラック）の標準税率を一台年額六千円程度に軽減せられたいとの請願。

第七一三三号 昭和二十九年一月二十六日受理

請願者 岐阜市高野町八丁目第一合同運輸株式会社代表取締役 高橋理三郎

小酒井義男君

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第八二五号 昭和二十九年一月十七日受理

請願者 広島市西區屋町四九五九広島県貨物自動車株式会社代表取締役 中野喜平

この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第八七九号 昭和二十九年一月十八日受理

請願者 大阪市議會議長 栗井岩吉

大府は、行政機構改革の一環として現行警察制度の改革を企図されているよ

しであるが、これはあくまでも警察法制定の精神から市町村警察を基本とし、町村のみでなく市もまた住民の意思によつて存廃を決し得る如き法的措置を講ずるとともに、大都市の特殊性を認識して独立の単位としての警察存置を図られたいとの請願。

第九二八号 昭和二十九年一月二十九日受理

請願者 愛知県知多郡大野町字洲崎六二 山田八重子

外千四百五十五名

草葉隆圓君

従来遊興飲食税が国税に移管のあかつきは地方の財政は無視され全額画一的となり従つて地方の美風は没却され徴税に當つても目的を達することはな

はだ困難と考えられるのでこの際各般の状況をよく調査の上本税を従来通り地方税とし、また現在のような重税ではその影響も大きく従つて生活の脅威を感じるから、本税の税率を減額されたいとの請願。

第九三八号 昭和二十九年一月三十日受理

請願者 鳥取県米子市長 野坂寛治

遊興飲食税の一部を市町村に還元するの請願

市町村の自治強化のための最大の障害は、財政基礎の薄弱にあり、中でも観光事業を推進するために各都市とも窮乏せる財政から莫大な金額を支出して観光客を誘致しているにかかわらず、

これに対する助成が殆んど考えられていないから、観光都市の財政基礎確立のために都道府県税である遊興飲食税を徴収した市町村にその税額の五〇パーセントを還元する措置を講ぜられたいとの請願。

第九七〇号 昭和二十九年二月一日受理
貨物自動車運送事業等の事業税の外形標準課税撤廃に関する請願
請願者 静岡県沼津市我入道江川町一九ノ一大一トラツク急送株式会社社長 鈴木万吉外六名
紹介議員 森田豊壽君

トラック運送事業および通運事業はガソリン税、自動車税等の特殊課税が重課せられてゐるにもかかわらず、昭和二十四年五月地方税法の一部改正により事業税は従来の所得（純益）課税から外形標準課税に改正されて以来一般事業に比較し差別的高率課税となつたため、事業者は事業の低率な収益状況下にその過重負担を忍ばざるを得ない実情であつたが、今回税制調査会において答申された税制改革案による外形標準課税制度の全面的撤廃は、事業者の経営の合理化ならびに諸税の重課軽減と相俟つて資本の蓄積による企業の健全化のため最も緊要事項であるから、本制度を撤廃し事業税を所得課税に改正されたいとの請願。

第九七二号 昭和二十九年二月一日受理
貨物自動車運送事業等の事業税の外形標準課税撤廃に関する請願
請願者 千葉市要町一七日本通運株式会社千葉支店内 田谷一
紹介議員 片岡文重君

この請願の趣旨は、第九七〇号と同じである。

第九七三号 昭和二十九年二月一日受理
貨物自動車運送事業等の事業税の外形標準課税撤廃に関する請願
請願者 静岡市栄町二ノ四日本通運株式会社静岡支店内 伊東三男外五名
紹介議員 小林武治君

この請願の趣旨は、第九七〇号と同じである。

第九七四号 昭和二十九年二月一日受理
貨物自動車運送事業等の事業税の外形標準課税撤廃に関する請願
請願者 愛知県一宮市下馬町七 蘇東運輸株式会社取締役 役社長 長尾芳郎
紹介議員 吉田萬次君

この請願の趣旨は、第九七〇号と同じである。

第九七五号 昭和二十九年二月一日受理
営業用トラックの自動車税軽減に関する請願
請願者 千葉市要町一七日本通運株式会社千葉支店内 田谷一
紹介議員 片岡文重君

この請願の趣旨は、第七一二号と同じである。

第九七六号 昭和二十九年二月一日受理
営業用トラックの自動車税軽減に関する請願
請願者 静岡市栄町二ノ四日本通運株式会社静岡支店内 伊東三男外五名
紹介議員 小林武治君

この請願の趣旨は、第七一二号と同じである。

第九七八号 昭和二十九年二月一日受理
営業用トラックの自動車税軽減に関する請願
請願者 名古屋市中区千早町二ノ二愛知陸運株式会社
紹介議員 藤野繁雄君 西岡ハル君

第九七九号 昭和二十九年二月一日受理
営業用トラックの自動車税軽減に関する請願
請願者 群馬県高崎市高砂町群馬自動車運送株式会社取締役社長 中村三郎 外九名
紹介議員 最上英子君

この請願の趣旨は、第七一二号と同じである。

第九八〇号 昭和二十九年二月一日受理
営業用トラックの自動車税軽減に関する請願
請願者 静岡県沼津市我入道江川町一九ノ一大一トラツク急送株式会社社長 鈴木万吉外六名
紹介議員 森田豊壽君

この請願の趣旨は、第七一二号と同じである。

第九八二号 昭和二十九年二月一日受理
バス事業に対する事業税の外形標準課税撤廃に関する請願
請願者 長崎市大黒町八五長崎県バス協会内 田中喜三郎
紹介議員 藤野繁雄君 西岡ハル君

最近聞くところによると、運送業のうちバス事業に対しては今後引き続き外形標準課税形式を採用するよしであるが、これは全国バス事業者にとつてこの上ない不幸であるから、バス事業が現行地方税法の孤島に取り残されることのないように、是非とも昭和二十九年以降他の運送業と等しく先般の税制調査会の答申案通り所得課税に改められたいとの請願。

行地方税の自動車税を約五割方引き上げるよう示されているが、これは昭和二十八年度に自動車税を大幅に増税されたバス業界にとつてこの上ない不幸であり、さらに伝えられる如く自動車税を固定資産税に改めることは、自動車税のしわ寄せをバスに背負わせる結果となり、バス事業の経営を危殆に陥し入れるものであるから、自動車税五割値上げ、自動車税の固定資産税移行、軽油車に特別増税等の措置を取り止めることと、(一)「主として観光貸切」の字句を削除すること、(二)現行自動車税の基準となる乗車定員の準則を各府県の実情に即するよう改めること、(三)バス特に営業用自動車税率を他より低位にすること等の実現を図られたいとの請願。

第九八二号 昭和二十九年二月一日受理
バス事業に対する事業税の外形標準課税撤廃に関する請願
請願者 長崎市大黒町八五長崎県バス協会内 田中喜三郎
紹介議員 藤野繁雄君 西岡ハル君

最近聞くところによると、運送業のうちバス事業に対しては今後引き続き外形標準課税形式を採用するよしであるが、これは全国バス事業者にとつてこの上ない不幸であるから、バス事業が現行地方税法の孤島に取り残されることのないように、是非とも昭和二十九年以降他の運送業と等しく先般の税制調査会の答申案通り所得課税に改められたいとの請願。

第九八二号 昭和二十九年二月一日受理
バス事業に対する事業税の外形標準課税撤廃に関する請願
請願者 長崎市大黒町八五長崎県バス協会内 田中喜三郎
紹介議員 藤野繁雄君 西岡ハル君

最近聞くところによると、運送業のうちバス事業に対しては今後引き続き外形標準課税形式を採用するよしであるが、これは全国バス事業者にとつてこの上ない不幸であるから、バス事業が現行地方税法の孤島に取り残されることのないように、是非とも昭和二十九年以降他の運送業と等しく先般の税制調査会の答申案通り所得課税に改められたいとの請願。

第九八二号 昭和二十九年二月一日受理
バス事業に対する事業税の外形標準課税撤廃に関する請願
請願者 長崎市大黒町八五長崎県バス協会内 田中喜三郎
紹介議員 藤野繁雄君 西岡ハル君

最近聞くところによると、運送業のうちバス事業に対しては今後引き続き外形標準課税形式を採用するよしであるが、これは全国バス事業者にとつてこの上ない不幸であるから、バス事業が現行地方税法の孤島に取り残されることのないように、是非とも昭和二十九年以降他の運送業と等しく先般の税制調査会の答申案通り所得課税に改められたいとの請願。

第九八二号 昭和二十九年二月一日受理
バス事業に対する事業税の外形標準課税撤廃に関する請願
請願者 長崎市大黒町八五長崎県バス協会内 田中喜三郎
紹介議員 藤野繁雄君 西岡ハル君

第二二二号 昭和二十九年一月二十六日受理

入場税の国税移管反対に関する陳情
陳情者 東京都知事 安井誠一 郎外五名

政府は遊興飲食税を地方税として存置し入場税を国税に移管する方針の由であるが、入場税は事業税とならんで最も有力な府県の自主税源で適確に賦課徴収ができて極めて成績が良好であるにも拘わらず、これを遊興飲食税と切り離して国税に移管することは到底納得できないから、入場税の国税移管に反対であるとの陳情。

第二二三号 昭和二十九年一月二十六日受理

地方自治確立等に関する陳情
陳情者 鹿児島市議会議長 新川 近義

政府は、今国会においては都市自治体警察を廃止して府県単位の自治体警察を設置しようとし、また国家公安委員会、都道府県公安委員会を存置すると称してあたかも民主的なが如く装いながら、あらゆる施策に中央集権化を企図し地方自治の総合運営に重大な支障を与え、かつ市町村財政を混乱に陥れていることは絶対に容認できないものであるから、警察制度の改革には反対するとともに地方自治の確立を図りたいとの陳情。

第二二四号 昭和二十九年一月二十六日受理

大都市警察存置に関する陳情
陳情者 神奈川県横浜市長 平沼 亮三

今回政府は、警察制度の改革を企図し

ているが、大都市警察は、警察制度が如何に集約簡素化されても常に独立の単位として中央機構に直結し維持、管理、運営されなければならない特別の機能と要素を必要とする警察であるから、大都市警察を存置せられたいとの陳情。

第二二五号 昭和二十九年一月二十六日受理

警察制度改革に関する陳情
陳情者 名古屋市長 愛知県庁内愛知 県町村会内 丹羽豊一 外一名

警察の民主化を府県単位の自治体警察に求める以上、別にその区域内に大都市警察を認めることは二重であり、府県内の治安確保の責任が二元的となるばかりでなくさらに犯罪捜査にも不便であるから、自治体警察は府県単位の本一とせられたいとの陳情。

第二二六号 昭和二十九年一月二十六日受理

市町村自治体警察存置に関する陳情
陳情者 宮城県仙台市議會議長 早坂忠

今回、政府は自治体警察の廃止を意図している由であるが、これは、民主警察制度を破壊するものであり、かつ地方自治の根幹を危機に陥れるもので地方自治の本義に反するものであるから、市町村自治体警察を従来通り存置せられたいとの陳情。

第二二六号 昭和二十九年一月二十九日受理

大都市自治体警察反対に関する陳情 (二通)

陳情者 愛知県碧海郡依佐美村議會議長 長谷川仁一郎 外十九名

警察の民主化を府県自治体警察に求める以上は、別にその区域内に五大市警察を認めることは二重であり、警察経費を二重消費するばかりでなく、かえってその能率をも低下せしめるものであるから、自治体警察は府県単位に一本化せられたいとの陳情。

第二四九号 昭和二十九年一月三十日受理

警察制度改革に関する陳情 (三通)
陳情者 名古屋市中村区堀之内一ノ一愛知県養蚕販賣農業協同組合連合会会長 理事 事木下信

聞くところによれば、本国会に警察法の改正法案が提出されるようであるが警察の民主化を府県一元化に求める以上別に同一区域に五大市警察を置くことは警察経費を二重に消費するばかりでなく能率を低下させ、かつ治安確保の責任が二元化されその責任の帰属が不明確となり警察行政ならびに取締りの上に公平を欠く結果となるため、国民の受ける不安、不利益はきわめて大きいから、警察法の改正に当っては府県単位の一元化による警察制度の実現を計られたいとの陳情。

第二五〇号 昭和二十九年一月三十日受理

警察制度改革反対に関する陳情
陳情者 滋賀県彦根市議會議長 手良村勝次郎

政府の意図する警察法改正は、地方自治を破壊に導くものであるから、本法

の改正には絶対に反対であるとの陳情。

二月十七日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、警察法案
警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案

警察法案
警察法 (昭和二十二年法律第九十六号) の全部を改正する。

第一章 総則 (第一条—第三条)

第二章 国家公安委員会 (第四条—第十四条)

第三章 警察庁

第一節 総則 (第十五条—第十八条)

第二節 内部部局 (第十九条—第二十六条)

第三節 附属機関 (第二十七条—第二十九条)

第四節 地方機関 (第三十条—第三十三条)

第五節 職員 (第三十四条—第三十五条)

第四章 都道府県警察

第一節 総則 (第三十六条—第三十七条)

第二節 都道府県公安委員会 (第三十八条—第四十六条)

第三節 都道府県警察の組織 (第四十七条—第五十七条)

第四節 都道府県警察相互間の関係 (第五十八条—第六十条)

第五章 警察職員 (第六十一条—第六十九条)

第六章 緊急事態の特別措置 (第七十条—第七十四条)

第七章 雑則 (第七十五条—第七十八号)

附則

第一章 総則 (この法律の目的)

第一条 この法律は、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、民主的理念を基調とする警察の管理と運営を保障し、且つ、能率的にその任務を遂行するに足る警察の組織を定めることを目的とする。

(警察の責務)

第二条 警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に當ることをもつてその責務とする。

2 警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであり、その責務の遂行に當つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。

(服務の宣誓の内容)

第三条 この法律により警察の職務を行うすべての職員は、日本国憲法及び法律を擁護し、不偏不党且つ公平中正にその職務を遂行する旨の服務の宣誓を行うものとする。

第二章 国家公安委員会 (設置及び組織)

第四条 内閣総理大臣の所轄の下

に、国家公安委員会を置く。

2 国家公安委員会は、委員長及び五人の委員をもつて組織する。

(任務及び権限)

第五条 国家公安委員会は、国の公安に係る警察運営をつかさどり、警察教養、警察通信、犯罪鑑識、犯罪統計及び警察設備に関する事項を統轄し、並びに警察行政に関する調整を行うことを任務とする。

2 国家公安委員会は、前項の任務を遂行するため、左に掲げる事務について、警察庁を管理する。

一 警察に関する諸制度の企画及び調査に関すること。

二 警察に関する国の予算に関すること。

三 左に掲げる事案で国の公安に係るものについての警察運営に関すること。

イ 民心に不安を生ずべき大規模な災害に係る事案

ロ 地方の静穏を害するおそれのある騒乱に係る事案

四 第七十条の緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。

五 皇宮警察に関すること。

六 警察教養施設の維持管理その他警察教養に関すること。

七 警察通信施設の維持管理その他警察通信に関すること。

八 犯罪鑑識施設の維持管理その他犯罪鑑識に関すること。

九 犯罪統計に関すること。

十 警察設備に関すること。

十一 警察職員の任用、勤務及び活動の基準に関すること。

十二 前号に掲げるものの外、警察行政に関する調整に関すること。

3 国家公安委員会は、都道府県公安委員会と常に緊密な連絡を保たなければならない。

(委員長)

第六条 委員長は、国務大臣をもつて充てる。

2 委員長は、会務を総理し、国家公安委員会を代表する。

3 国家公安委員会は、あらかじめ委員の互選により、委員長に故障がある場合において委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(委員の任命)

第七条 委員は、警察又は検察の職務を行う職務的公務員の前歴のない者のうちから、内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 左の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁こ以上の刑に処せられた者

5 委員の任命については、そのうち三人以上が同一の政党に所属することとなつてはならない。

(委員の任期)

第八条 委員の任期は、五年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

2 委員は、再任することができる。

(委員の失職及び罷免)

第九条 委員は、第七条第四項各号の一に該当するに至つた場合においては、その職を失うものとする。

2 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

3 内閣総理大臣は、両議院の同意を得て、左に掲げる委員を罷免する。

一 委員のうち何人も所属していなかった同一の政党に新たに三人以上の委員が所属するに至つた場合においては、これらの者のうち二人をこえる員数の委員

二 委員のうち一人がすでに所属している政党に新たに二人以上の委員が所属するに至つた場合においては、これらの者のうち一人をこえる員数の委員

内閣総理大臣は、委員のうち二人がすでに所属している政党に新人がすでに所属している政党に新

たに所属するに至つた委員を直ちに罷免する。

5 第七条第三項及び前三項の場合を除く外、委員は、その意に反して罷免されることがない。

(委員の服務等)

第十条 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第九十六条第一項、第九十七条、第九十八条第一項、第九十九条、第一百条第一項及び第二項、第一百三十一条及び第三項並びに第一百四十四条の規定は、委員の服務について準用する。この場合において、同法第九十七条中「人事院規則」とあるのは「総理府令」と、同法第一百三十一条中「前二項」とあるのは「第一項」と、同法同条同項中「人事院規則の定めるところにより、所轄庁の長の申出により人事院の承認」とあり、又は同法第一百四十四条中「人事院及びその職員の所轄庁の長の許可」とあるのは「内閣総理大臣の承認」と読み替へるものとする。

2 委員は、国又は地方公共団体の常勤の職員と兼ねることができない。

3 委員は、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

4 委員の給与は、別に法律で定める。

(会議)

第十一条 国家公安委員会は、委員長が招集する。国家公安委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ会議を開き、議決をすることができない。

2 国家公安委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決することによる。

3 委員長に故障がある場合においては、第六条第三項に規定する委員長を代理する者は、前二項に規定する委員長の職務を行うものとし、これらの項に規定する会議又は議事の定足数の計算については、なお委員であるものとする。

(規則の制定)

第十二条 国家公安委員会は、その権限に属する事務に関し、法令の特別の委任に基いて、国家公安委員会規則を制定することができる。

(国家公安委員会の庶務)

第十三条 国家公安委員会の庶務は、警察庁において処理する。

(国家公安委員会の運営)

第十四条 この法律に定めるものの外、国家公安委員会の運営に関し必要な事項は、国家公安委員会が定める。

第三章 警察庁

第一節 総則

(設置)

第十五条 国家公安委員会に、警察庁を置く。

(長官)

第十六条 警察庁の長は、警察庁長官とし、内閣総理大臣が国家公安委員会の意見を聞いて、任免する。

2 警察庁長官(以下「長官」という)は、国家公安委員会の管理に服し、警察庁の庁務を統括し、所部の職員を任免し、及びその服務に

ついでこれを統轄し、並びに警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督する。

3 国家公安委員会は、内閣総理大臣に対し、長官の懲戒又は罷免に關し必要な勧告をすることができ

(権限)
第十七条 警察庁は、国家公安委員会の管理の下に、第五条第二項各号に掲げる事務をつかさどる。

(次長)
第十八条 警察庁に、次長一人を置く。

2 次長は、長官を助け、庁務を整理し、各部局及び機関の事務を監督する。

第二節 内部部局

(内部部局)
第十九条 警察庁に、長官官房及び左の四部を置く。

警察部

刑事部

警備部

通信部

(官房長及び部長)
第二十条 長官官房に官房長を、各部に部長を置く。

2 官房長又は部長は、命を受け、長官官房の事務又は部務を掌理する。

(長官官房の所掌事務)

第二十一条 長官官房においては、警察庁の所掌事務に關し、左に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に關すること。
- 二 長官の官印及び庁印の管守に關すること。
- 三 公文書類の接受、発送、編集

及び保存に關すること。
四 所管行政に關する企画、調査及び法令案の審査に關すること。

五 犯罪統計を除く警察統計に關すること。
六 広報に關すること。

七 予算、決算及び会計に關すること。
八 国有財産及び物品の管理及び処分に關すること。

九 会計の監査に關すること。
十 前各号に掲げるものの外、他の部又は機関の所掌に屬しない事務に關すること。

(警務部の所掌事務)

第二十二條 警務部においては、警察庁の所掌事務に關し、左に掲げる事務をつかさどる。

一 警察職員の仕事及び定員に關すること。

二 警察職員の福利厚生に關すること。

三 警察教養及び監察に關すること。

四 警察裝備に關すること。

(刑事部の所掌事務)
第二十三條 刑事部においては、警察庁の所掌事務に關し、左に掲げる事務をつかさどる。

一 刑事警察に關すること。

二 犯罪の予防に關すること。

三 保安警察に關すること。

四 犯罪鑑識に關すること。

五 犯罪統計に關すること。

(警備部の所掌事務)

第二十四條 警備部においては、警察庁の所掌事務に關し、左に掲げる事務をつかさどる。

一 警備及び警備警察に關すること。

二 警ら及び交通警察に關すること。

三 第七十條の緊急事態に對処するための計画及びその実施に關すること。

(通信部の所掌事務)
第二十五條 通信部においては、警察庁の所掌事務に關し、警察通信に關する事務をつかさどる。

(課の設置及び所掌事務)
第二十六條 警察庁の課(並その他課に準ずるものを含む)の設置及び所掌事務の範圍は、政令で定める。

第三節 附屬機關

(警察大学校)
第二十七條 警察庁に、警察大学校を附置する。

2 警察大学校は、警察職員に對し、上級の幹部として必要な教育

訓練を行い、警察に關する學術の研修をつかさどる。

3 警察大学校に、校長を置く。

4 警察大学校の位置及び内部組織は、總理府令で定める。

(科学捜査研究所)
第二十八條 警察庁に、科学捜査研究所を附置する。

2 科学捜査研究所は、科学捜査についての研究、調査及び実験並びにこれらに應用する鑑定及び検査をつかさどる。

3 科学捜査研究所に、所長を置く。

4 科学捜査研究所の位置及び内部組織は、總理府令で定める。

(皇宮警察本部)

第二十九條 警察庁に、皇宮警察本部を附置する。

2 皇宮警察本部は、天皇及び皇后、皇太子その他の皇族の護衛、皇居及び御所の警備その他の皇宮

警察に關する事務をつかさどる。

3 皇宮警察本部に、本部長を置く。

4 皇宮警察本部に、皇宮警察學校を置き、皇宮警察の職員に對して必要な教育訓練を行う。

5 皇宮警察本部の位置及び内部組織は、總理府令で定める。

(管区警察の設置)
第三十條 警察庁に、その所掌事務のうち、第五条第二項第二号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十一号及び第十二号に掲げるものを分掌させるため、地方機關として、管区警察局を置く。

2 管区警察局の名称、位置及び管轄区域は、左の表のとおりとする。但し、警察通信に關する事務については、東京都の区域は、関東管区警察局の管轄に屬するものとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
東北管区警察局	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東管区警察局	東京都	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 神奈川県 新潟県 山梨県
中部管区警察局	名古屋市	富山県 石川県 福井県 岐阜県 愛知県 三重県
近畿管区警察局	大阪市	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中国管区警察局	広島市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国管区警察局	高松市	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州管区警察局	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県

(管区警察局長等)
第三十一条 管区警察局長は、局長を置く。

2 管区警察局長は、管区警察局長の事務を統括し、及び所屬の警察職員を指揮監督し、並びに長官の命を受け、管区警察局長の所掌事務について、府県警察を指揮監督する。

3 管区警察局長は、総務部、公安部及び通信部の三部を置き、部にそれぞれ部長を置く。

4 前項に定めるものの外、管区警察局長の内部組織は、総理府令で定める。

(管区警察学校)
第三十二条 管区警察局長は、管区警察学校を附置する。

2 管区警察学校は、警察職員に對し、幹部として必要な教育訓練その他所要の教育訓練を行う。

3 管区警察学校に、校長を置く。

4 管区警察学校の位置及び内部組織は、総理府令で定める。

(北海道地方警察通信部)
第三十三条 警察庁に、その所掌事務のうち、北海道の区域における第五項第二項第七号に掲げるものを分掌させるため、地方機関として、北海道地方警察通信部を置く。

2 北海道地方警察通信部に、部長を置く。

3 北海道地方警察通信部の位置及び内部組織は、総理府令で定める。

(職員)
第三十四条 警察庁に、警察官、皇宮護衛官、事務官、技官その他所

要の職員を置く。

2 皇宮護衛官は、皇宮警察本部に置く。

3 長官は警察官とし、警察庁の次長、官房長及び部長(通信部長を除く)、管区警察局長その他政令で定める職は警察官をもつて、皇宮警察本部長は皇宮護衛官をもつて充てる。

4 警察庁に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他の人事管理に関する事項については、国家公務員法の定めるところによる。

(定員)
第三十五条 警察庁に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

2 警察庁に置かれる警察官及び皇宮護衛官の階級別定員は、総理府令で定める。

第四章 都道府県警察
第一節 総則
(設置及び責務)
第三十六条 都道府県に、都道府県警察を置く。

2 都道府県警察は、当該都道府県の区域につき、第二条の責務に任ずる。

(経費)
第三十七条 都道府県警察に要する左に掲げる経費で政令で定めるものは、国庫が支弁する。

一 警視正以上の階級にある警察官の俸給その他の給与、国家公務員共済組合負担金及び公務災害補償に要する経費

二 警察教養施設の維持管理及び警察学校における教育訓練に要する経費

三 警察通信施設の維持管理その他

他警察通信に要する経費
四 犯罪鑑識施設の維持管理その他犯罪鑑識に要する経費

五 犯罪統計に要する経費
六 警察用車両及び船舶並びに警備装備品の警備に要する経費

七 警備及び警備に要する経費
八 国の公安に係る犯罪その他特殊の犯罪の捜査に要する経費

2 前項の規定により国庫が支弁することとなる経費を除き、都道府県警察に要する経費は、当該都道府県が支弁する。

3 都道府県警察の支弁に係る都道府県警察に要する経費については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、国がその一部を補助する。

第二節 都道府県公安委員会
(組織及び権限)
第三十八条 都道府県知事の所轄の下に、都道府県公安委員会を置く。

2 都道府県公安委員会は、三人の委員をもつて組織する。

3 都道府県公安委員会は、県道府県警察を管理する。

4 都道府県公安委員会は、その権限に属する事務に關し、法令又は条例の特別の委任に基いて、都道府県公安委員会規則を制定することができる。

5 都道府県公安委員会は、国家公安委員会及び他の都道府県公安委員会と常に緊密な連絡を保持しなければならない。

(委員の任命)
第三十九条 委員は、当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する

者で、警察又は檢察の職務を行う職業的公務員の前歴のないもののうちから、都道府県知事が都道府県の議会の同意を得て、任命する。

2 左の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 禁治産者又は破産者で復権を得ない者
二 禁以上の刑に処せられた者

3 委員の任命については、そのうち二人以上が同一の政党に所属することとなつてはならない。

(委員の任期)
第四十条 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間に任ずる。

2 委員は、再任することができない。

(委員の失職及び罷免)
第四十一条 委員は、左の各号の一に該当する場合においては、その職を失ふものとする。但し、第二号に該当するに至つたことが住所を移したことに因る場合においては、その住所が同一都道府県の区域内にあるときは、この限りでない。

一 第三十九条第二項各号の一に該当するに至つた場合

二 当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者でなくなつた場合

2 都道府県知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、当該都道府県の議会の同意

を得て、これを罷免することができる。

3 都道府県知事は、委員のうち二人以上が同一の政党に所属するに至つた場合においては、これらの者のうち一人をこえる員数の委員を当該都道府県の議会の同意を得て、罷免する。

4 都道府県知事は、委員のうち一人がすでに所屬している政党に新たに所屬するに至つた委員を直ちに罷免する。

5 前三項の場合を除く外、委員は、その意に反して罷免されることがない。

(委員の服務等)
第四十二条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十八條第一項の規定は、委員の服務について準用する。但し、都道府県知事は、委員が同法第三十八條第一項に規定する地位を兼ね、又は同項に規定する行為をすることが委員の職務の遂行上支障があると認める場合の外は、同項に規定する許可を与えるものとする。

2 委員は、地方公共団体の議会の議員又は常勤の職員と兼ねることができない。

3 委員は、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(委員長)
第四十三条 都道府県公安委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長の任期は、一年とする。但し、再任することができない。

3 委員長は、会務を総理し、都道

府県公安委員会を代表する。

(都道府県公安委員会の庶務)

第四十四条 都道府県公安委員会の庶務は、警視庁又は道府県警察本部において処理する。

(都道府県公安委員会の運営)

第四十五条 この法律に定めるものの外、都道府県公安委員会の運営に關し必要な事項は、都道府県公安委員会が定める。

(方面公安委員会)

第四十六条 第五十一条に規定する方面本部を管理する機関として、同条に規定する方面ごとに、方面公安委員会を置く。

2 第三十八条第二項及び第五項並びに第三十九条から前条までの規定は、方面公安委員会について準用する。この場合において、第三十八條第五項中「及び他の都道府県公安委員会」とあるのは、「並びに他の方面公安委員会及び都道府県公安委員会」と読み替えるものとする。

第三節 都道府県警察の組織
(警視庁及び道府県警察本部)
第四十七条 都道府県警察の本部として警視庁を、道府県警察の本部として道府県警察本部を置く。

2 警視庁及び道府県警察本部は、それぞれ、都道府県公安委員会の管理の下に、都警察及び道府県警察の事務をつかさどる。

3 警視庁は特別区の区域内に、道府県警察本部は道府県庁所在地に置く。

4 警視庁及び道府県警察本部の内部組織は、政令で定める基準に従い、条例で定める。

(警視總監及び警察本部長)

第四十八条 都警察に警視總監を、道府県警察に道府県警察本部長を置く。

2 警視總監及び道府県警察本部長(以下「警察本部長」という。)は、それぞれ、都道府県公安委員会の管理に服し、警視庁及び道府県警察本部の事務を統括し、並びに都警察及び道府県警察の所屬の警察職員を指揮監督する。

(警視總監の任免)
第四十九条 警視總監は、内閣総理大臣が国家公安委員会の意見を聞いて、任免する。

2 都公安委員会は、内閣総理大臣に対し、警視總監の懲戒又は罷免に關し必要な勧告をすることができ、

(警察本部長の任免)
第五十条 警察本部長は、長官が国家公安委員会の意見を聞いて、任免する。

2 道府県公安委員会は、長官に対し、警察本部長の懲戒又は罷免に關し必要な勧告をすることができ、

(方面本部)
第五十一条 道の区域を五以内の方面に分ち、方面の区域内における警察の事務を処理させるため、方面ごとに方面本部を置く。

2 方面本部に、方面本部長を置く。

3 方面本部長は、方面公安委員会の管理に服し、方面本部の事務を統括し、及び道警察本部長の命を受け、方面本部の所屬の警察職員を指揮監督する。

4 前条の規定は、方面本部長について準用する。この場合において、同条第二項中「道府県公安委員会」とあるのは、「方面公安委員会」と読み替えるものとする。

5 方面本部の数、名称、位置及び管轄区域は、国家公安委員会の意見を聞いて、条例で定める。

6 方面本部の内部組織は、政令で定める基準に従い、条例で定める。

(警察署等)
第五十二条 都道府県の区域を分ち、各地域を管轄する警察署を置く。

2 警察署に、署長を置く。

3 警察署長は、警視總監、警察本部長又は方面本部長の指揮監督を受け、その管轄区域内における警察の事務を処理し、所屬の警察職員を指揮監督する。

4 警察署の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める基準に従い、条例で定める。

5 警察署の下部機構として、派出所又は駐在所を置くことができる。

(府県警察学校等)
第五十三条 警視庁に警視庁警察学校を、道府県警察本部に府県警察学校を附置する。

2 道府県本部に道警察学校を、方面本部に方面警察学校を附置する。

し、幹部として必要な教育訓練その他所要の教育訓練を行う。

(職員)
第五十四条 都道府県警察に、警察官、事務吏員、技術吏員その他所要の職員を置く。

2 警視總監、警察本部長、方面本部長及び警察署長は、警察官をもつて充て、

3 第一項の職員のうち、警視總監、警察本部長及び方面本部長以外の警視正以上の階級にある警察官は、長官が国家公安委員会の意見を聞いて、任免し、その他の職員は、警視總監又は警察本部長がそれぞれ都道府県公安委員会の意見を聞いて、任免する。

4 都道府県公安委員会は、警視總監、警察本部長及び方面本部長以外の警視正以上の階級にある警察官については長官に対し、その他の職員については警視總監又は警察本部長に対し、それぞれその懲戒又は罷免に關し必要な勧告をすることができ、

(職員の人事管理)
第五十五条 都道府県警察の職員のうち、警視正以上の階級にある警察官(以下「地方公務員」という。)は、一般職の国家公務員とする。

2 前項の職員以外の都道府県警察の職員(以下「地方警察職員」という。)の任用及び給与、勤務時間その他の勤務条件、服務並びに公務災害補償に關して地方公務員法の規定により条例又は人事委員会規則で定めることとされている事項については、第三十四条第一項に規定する職員の例を基準として当

該条例又は人事委員会規則を定めるものとする。

(職員の定員)
第五十六条 地方警察官の定員は、都道府県警察を通じて、政令で定め、その都道府県警察ごとの階級別定員は、総理府令で定める。

2 地方警察職員の定員(警察官については、階級別定員を含む。)は、条例で定める。この場合において、警察官の定員については、政令で定める基準に従わなければならない。

(組織の細目的事項)
第五十七条 本節に定めるものの外、都道府県警察の組織は、都道府県公安委員会規則で定める。

第四節 都道府県警察相互間の關係
(協力の義務)
第五十八条 都道府県警察は、相互に協力を義務を負う。

(援助の要求)
第五十九条 都道府県公安委員会は、警察庁又は他の都道府県警察に對して援助の要求をすることができ、

2 前項の規定により都道府県公安委員会が他の都道府県警察に對して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ(やむを得ない場合においては、事後に)必要な事項を警察庁に連絡しなければなら

3 第一項の規定による援助の要求により派遣された警察庁又は都道府県警察の警察官は、援助の要求をした都道府県公安委員会の管理する都道府県警察の管轄区域内に

において、当該都道府県公安委員会の管理の下に、職権を行うことができる。

(管轄区域外における権限)

第六十条 都道府県警察は、その管轄区域内における犯罪の鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕その他公安の維持に關連して必要がある限度においては、その管轄区域外にも、権限を及ぼすことができる。

2 前項の場合においては、都道府県警察は、その権限を及ぼす区域を管轄する他の都道府県警察と緊密な連絡を保たなければならぬ。

第五章 警察職員

(警察官の階級)

第六十一条 警察官(長官を除く)の階級は、警視總監、警視監、警視正、警視、警部、警部補、巡査部長及び巡査とする。

(警察官の職務)

第六十二条 警察官は、上官の指揮監督を受け、警察の事務を執行する。

(警察官の職権行使)

第六十三条 都道府県警察の警察官は、この法律に特別の定めがある場合を除く外、当該都道府県警察の管轄区域内において職権を行うものとする。

(現行犯人に關する職権行使)

第六十四条 警察官は、いかなる地域においても、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第二百二十二条に規定する現行犯人の逮捕に關しては、警察官としての職権を行うことができる。

(移動警察に關する職権行使)

第六十五条 警察官は、二以上の都道府県警察の管轄区域にわたる交通機關における移動警察については、關係都道府県警察の協議により定められた当該關係都道府県警察の管轄区域内において、職権を行うことができる。

(小型武器の所持)

第六十六条 警察官は、その職務の遂行のため小型武器を所持することができる。

(被服の支給等)

第六十七条 国は、政令で定めるところにより、警察庁の警察官に対し、その職務遂行上必要な被服を支給し、及び装備品を貸与するものとする。

2 都道府県は、前項の政令に準じて条例で定めるところにより、都道府県警察の警察官に対し、その職務遂行上必要な被服を支給し、及び装備品を貸与するものとする。

(皇宮護衛官の階級等)

第六十八条 皇宮護衛官の階級は、皇宮警視監、皇宮警視長、皇宮警視正、皇宮警視、皇宮警部、皇宮警部補、皇宮巡査部長及び皇宮巡査とする。

2 皇宮護衛官は、上官の指揮監督を受け、皇宮警察の事務を執行する。

3 第六十六条及び前条第一項の規定は、皇宮護衛官について準用する。

(礼式等)

第六十九条 警察職員の礼式、服制及び表彰に關し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

第六章 緊急事態の特別措置

(布告)

第七十条 内閣総理大臣は、大規模な災害又は騒乱その他の緊急事態に際して、治安の維持のため特に必要があると認めるときは、国家公安委員会の勧告に基き、全国又は一部の区域について緊急事態の布告を発することができる。

2 前項の布告には、その区域、事態の概要及び布告の効力を発する日時を記載しなければならない。

(内閣総理大臣の統制)

第七十一条 内閣総理大臣は、前条に規定する緊急事態の布告が発せられたときは、本章の定めるところに従い、一時的に警察を統制する。この場合においては、内閣総理大臣は、その緊急事態を收拾するため必要な限度において、長官を直接に指揮監督するものとする。

(長官の命令、指揮等)

第七十二条 第七十条に規定する緊急事態の布告が発せられたときは、長官は布告に記載された区域(以下本条中「布告区域」という)を管轄する都道府県警察の警視總監又は警察本部長に対し、管区警察局長は布告区域を管轄する府県警察の警察本部長に対し、必要な命令をし、又は指揮をするものとする。

2 第七十条に規定する緊急事態の布告が発せられたときは、長官は、布告区域を管轄する都道府県警察以外の都道府県警察に対し、布告区域その他必要な区域に警察官を派遣することを命ずることができる。

とができる。

3 第七十条に規定する緊急事態の布告が発せられたときは、布告区域(前項の規定により布告区域以外の区域に派遣された場合においては、当該区域)に派遣された警察官は、当該区域内のいかなる地域においても職権を行うことができる。

(国会の承認及び布告の廃止)

第七十三条 内閣総理大臣は、第七十条の規定により、緊急事態の布告を発した場合においては、これを発した日から二十日以内に国会に付議して、その承認を求めなければならない。但し、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会においてすみやかにその承認を求めなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があつたとき、国会が緊急事態の布告の廃止を議決したとき、又は当該布告の必要がなくなつたときは、すみやかに当該布告を廃止しなければならない。

(国家公安委員会の助言義務)

第七十四条 国家公安委員会は、内閣総理大臣に対し、本章に規定する内閣総理大臣の職権の行使について、常に必要な助言をしなければならない。

第七章 雑則

(検査官との関係)

第七十五条 都道府県公安委員会及び警察官と検査官との関係は、刑事訴訟法の定めるところによる。

2 国家公安委員会及び長官は、検査官と常に緊密な連絡を保つものとする。

事總長と常に緊密な連絡を保つものとする。

(恩給)

第七十六条 地方警察職員で左の各号に掲げるものは、恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する公務員とみなして、同法の規定を準用する。この場合において、同法第十二条中「總理府恩給局長」とあるのは「都道府県知事」と、第十六条中「国庫」とあるのは「最終ニ之ニ俸給ヲ給シタル都道府県」と、第五十九条中「国庫」とあるのは「之ニ俸給ヲ給スル都道府県」と読み替へるものとする。

一 警部補、巡査部長又は巡査である警察官

二 警視又は警部である警察官

三 事務吏員又は技術吏員

2 前項の規定を適用する場合においては、同項第一号に掲げる職員は恩給法第二十三条に規定する警察監獄職員とみなし、同項第二号及び第三号に掲げる職員は同法第二十条第一項に規定する文官とみなす。

3 第一項各号に掲げる地方警察職員が引き続き恩給法第十九条に規定する公務員若しくは他の都道府県警察の同項各号に掲げる地方警察職員となつた場合又は同条に規定する公務員若しくは公務員とみなされる者が引き続き同項各号に掲げる地方警察職員となつた場合においては、恩給に關する法令の適用については、勤続とみなす。但し、同法第二十六条第二項の規定の準用を妨げない。

(国有財産等の無償使用等)
第七十七条 国は、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十二条(同法第十九条において準用する場合を含む。)及び財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第九条第一項の規定にかかわらず、警察教養施設、警察通信施設、犯罪鑑識施設その他都道府県警察の用に供する必要がある警察用の国有財産(国有財産法第二条第一項に規定する国有財産をいう。)及び国有の物品を当該都道府県警察に無償で使用させることができる。

2 警察庁又は都道府県警察は、連絡のため、相互に警察通信施設を使用することができる。
(政令への委任)

第七十八条 この法律に特別の定がある場合を除く外、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十九年七月一日から施行する。但し、附則第三項、附則第六項及び附則第二十六項の規定は、公布の日から施行する。

(従前の国家公安委員会及び都道府県公安委員会の廃止)
2 改正前の警察法(以下「旧法」という。)による国家公安委員会及び都道府県公安委員会は、この法律(前項但書に係る部分を除く。以下同じ。)の施行に伴い、廃止されるものとする。
(準備行為)

3 この法律の施行後最初に任命される国家委員会の委員及び都道府県公安委員会の委員並びに方面公安委員会の委員の選任のための手続その他この法律を施行するため必要な準備行為は、この法律の施行前においても行うことができる。
(最初の国家公安委員会の委員の任命)
4 この法律の施行後最初に任命される国家公安委員会の委員の任期は、五人のうち、一人は一年、一人は二年、一人は三年、一人は四年、一人は五年とする。
5 前項に規定する各委員の任期は、内閣総理大臣が定める。
6 この法律の施行後最初に任命される国家公安委員会の委員の任命については、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、第七條第一項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから委員を任命することができる。この場合においては、その任命につき任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならぬものとし、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。
(最初の都道府県公安委員会の委員及び方面公安委員会の委員の任命)
7 この法律の施行後最初に任命される都道府県公安委員会の委員及び方面公安委員会の委員の任期は、三人のうち、一人は一年、一

人は二年、一人は三年とする。
8 前項に規定する各委員の任期は、都道府県知事が定める。
(従前の警察職員に関する経過規定)
9 この法律の施行の際、現に国家地方警察本部若しくはその附屬機関又は警察管区本部(札幌警察管区本部を除く。)若しくはその附屬機関の職員若しくは札幌警察管区本部の通信機関に所屬する職員である者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれこの法律による警察庁若しくはその附屬機関又は警察管区本部若しくはその附屬機関若しくは北海道地方警察通信部の職員となるものとする。
10 この法律の施行の際、現に札幌警察管区本部(通信機関に所屬する職員を除く。)、札幌管区警察学校、都道府県国家地方警察又はその都道府県内の区域に存する自治体警察の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、当該都道府県に置かれる都道府県警察の職員となるものとする。この場合において、その都道府県警察の職員となるものの数が第五十六條の規定により政令又は条例で定められた定数をこえることとなるときは、そのこえる数の職員は、それぞれ、地方警察官又は地方警察職員の区分に応じ、政令又は政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、定員外とすることができ。
(警察用財産の処理に関する経過規定)
11 この法律の施行の際現に警察の

用にもつぱら供せられ、又は供せられる予定となつてゐる財産のうち、国有の財産で都道府県警察が引き続き警察の用に供する必要があるもの、市町村有の財産で警察庁若しくは都道府県警察が引き続き警察の用に供する必要があるもの又は都府の財産で警察庁が引き続き警察の用に供する必要があるものは、土地を除き、それぞれ、国と都道府県と、市町村と国若しくは都道府県と、又は都と国との間においてあらかじめ協議することに基づき、第三十七條第一項及び第二項に規定する経費の負担区分に従い、国から当該都道府県に、市町村から国若しくは当該都道府県に、又は都から国に譲渡するものとする。
12 この法律の施行の際現に警察の用にもつぱら供せられてゐる国有又は地方公共団体所有の土地及びこの法律の施行の際現に国家地方警察又は自治体警察が他の機関と共用してゐる国有又は地方公共団体所有の財産で、警察庁又は都道府県警察が引き続き警察の用に供する必要があるものは、それぞれ、前項の例により、警察庁又は当該都道府県警察が使用することができるものとする。
13 前二項の規定による譲渡又は使用は、無償とする。但し、当該譲渡又は使用に係る財産に伴う負債がある場合その他政令で定める特別の事情がある場合においては、相互の協議により、当該負債を処理し、又は当該譲渡若しくは使用を有償とするため必要な措置を講ずることができる。
14 前三項の規定の適用について争があるときは、長官又は当該地方公共団体の長の申立に基づき、政令で定めるところにより、内閣総理大臣が裁定する。
(給付に関する経過規定)
15 この法律の施行の際国家地方警察又は自治体警察の職員が地方警察職員となつた場合におけるその者が受けるべき俸給その他の給与は、当該都道府県の条例の定めるところによるものとし、その俸給月額がこの法律の施行前日政令で定める日現在におけるその者の俸給月額に達しないこととなる場合においては、その調整のため、都道府県は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、手当を支給するものとする。
(休職、特別待命又は懲戒処分に関する経過規定)
16 この法律の施行の際引き続き警察職員となつた者で、現に従前の規定により休職を命ぜられ、若しくは特別待命を承認されてゐるものの休職若しくは特別待命の承認又はこの法律の施行の際引き続き警察職員となつた者に対するこの法律の施行前の事案に係る懲戒処分については、なお従前の例による。この場合において、この法律の施行後懲戒処分を行うこととなるときは、当該懲戒処分に係る者の任命権者が懲戒処分を行うものとする。
(不利益処分に関する経過規定)
17 この法律の施行前に警察職員に對し行われた不利益処分に関する

説明書の交付、審査の請求、審査及び審査の結果執るべき措置に關しては、なお従前の例による。

(公務災害補償に關する経過規定)

18 警察職員に關する公務に因る災害に對する補償で、災害の原因である事故が発生した日又は診断によつて疾病の発生が確定した日が昭和二十九年六月三十日以前に係るものについて同年七月一日以降に對する審査は、その者がこの法律の施行後引き続き警察職員として在職する場合においては、同年七月一日以降当該警察職員に係る俸給その他の給与を負担すべき者が行うものとする。

19 この法律の施行前すでに退職し、又はこの法律の施行の際退職した警察職員に對し、この法律の施行の際行われていた公務に因る災害に對する補償並びに当該警察職員に對する前項に規定する補償及びこれに對する審査は、なお従前の例による。

(退職手当に關する経過規定)

20 この法律の施行の際、国家地方警察の職員が引き続き地方警察職員となつた場合においては、その者に對しては、国家公務員等退職手当暫定措置法(昭和二十八年法律第八十二号)以下「退職手当法」という。の規定による退職手当は、支給しない。この場合において、都道府県は、その者が国家公務員として引き続き勤続した期間(その者の地方公務員としての在職期間であつて、退職手当を支給されないで国家公務員としての

在職期間に引き続きいたものを含む)を当該都道府県警察の職員としての勤続期間に算入する措置を講ずるものとする。

21 この法律の施行の際、自治体警察の職員が引き続き地方警察職員となつた場合においては、その者に對しては、自治体警察を維持していた地方公共団体の退職手当に關する条例の規定にかかわらず、退職手当は、支給しないものとする。この場合において、都道府県は、その者が地方公務員として引き続き勤続した期間(その者の国家公務員としての在職期間であつて、退職手当を支給されないで地方公務員としての在職期間に引き続きいたものを含む)を当該都道府県警察の職員としての勤続期間に算入する措置を講ずるものとする。

22 この法律の施行の際、自治体警察の職員が引き続き国家公務員たる警察職員となつた場合においては、その者に對しては、自治体警察を維持していた地方公共団体の退職手当に關する条例の規定にかかわらず、退職手当は、支給しないものとする。この場合における退職手当法第七條第五項前段の規定の適用については、その者が地方公務員として引き続き勤続した期間には、退職手当を支給されないでこれに引き続きいた国家公務員としての在職期間を含むものとする。

(恩給に關する経過規定)

23 この法律の施行前旧法附則第七條(旧法第五十三條において特別区の存する区域における自治体警

察の職員に準用する場合を含む。以下同じ)又は警察法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第二百三十三号)附則第四項の規定の適用を受けていた者の従前の規定による自治体警察の職員としての在職については、これらの規定は、なおその効力を有するものとする。

24 この法律の施行の際旧法附則第七條の規定の適用を受けていた者以外の自治体警察の職員で左の各号に掲げるものが引き続き恩給法第十九條に規定する公務員たる警察庁の職員若しくは都道府県警察の職員又は第七十六條第一項各号に掲げる地方警察職員となつた場合においては、その者が自治体警察を維持していた地方公共団体の退職年金又は退職一時金に關する条例の規定による退職給付を受けなかつたときは、同法の規定の適用又は準用については、その者が自治体警察の職員として引き続き在職した期間同法第十九條に規定する公務員として在職していたものとみなす。

一 警部補、巡查部長又は巡查である警察吏員
二 警察長又は前号に掲げる者以外の警察吏員
三 専門家、技術者又は書記
前項の規定を適用する場合においては、同項第一号に掲げる職員としての在職は恩給法第二十三條に規定する警察監獄職員としての在職とみなし、同項第二号及び第三号に掲げる職員としての在職は同法第二十條第一項に規定する文

官としての在職とみなす。

26 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)以下「改正法律」という。の施行の際恩給法第十九條に規定する公務員又は公務員とみなされる者として在職した国家地方警察又は自治体警察の職員に對する改正法律附則第六條第二項の規定の適用については、同法同条同項中「八月」とあるのは、「一年」とする。

(共済組合に關する経過規定)

27 自治体警察の職員であつた者でこの法律の施行の際引き続き地方警察職員となるもののうち、国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)に定める退職給付、障害給付及び遺族給付に關する規定の適用を受けることとなるものについては、その者が自治体警察を維持していた地方公共団体の退職年金又は退職一時金に關する条例の規定による退職給付を受けなかつた場合には、その者が自治体警察に勤務した期間は、同法第八十六條第一項の組合員であつた期間とみなす。この場合において、当該地方公共団体の長(町村職員恩給組合にあつては、管理若しくは、政令で定めるところにより、その者に係る同法第十六條第一項に規定する責任準備金に相当する金額を同法第二條第二項第一号に規定する組合に払い込むものとする。

(政令への委任)

28 前各項に定めるものの外、この法律の施行のため必要な経過措置

は、政令で定める。

警察法の施行に伴う關係法令の整理に關する法律案
警察法の施行に伴う關係法令の整理に關する法律

(法律の廃止)

第一条 左に掲げる法律は、廃止する。

一 都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に關する法律(昭和二十四年法律第七十五号)
二 市の警察維持の特例に關する法律(昭和二十七年法律第二百四十七号)
三 町村の警察維持に關する責任転移の時期の特例に關する法律(昭和二十八年法律第二百八十九号)

(民事訴訟法の一部改正)

第二条 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第五百三十七條中「市町村若クハ警察ノ吏員」を「市町村ノ吏員若クハ警察官」に改める。

(関係法の一部改正)

第三条 関係法(明治三十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十八條第二項、第十九條、第二十一條及び第三十九條ノ五第一項各号列記以外の部分中「又は警察吏員」を削る。

第八十五條ノ二第二項中「警察吏員」を削る。

第八十八條中「又ハ警察吏員」を削る。

第八十九條第一項中「警察吏

員」を削る。

(遺失物法の一部改正)

第四条 遺失物法(明治三十二年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「国又ハ」を削る。

(国税犯則取締法の一部改正)

第五条 国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第五条及び第六條第二項中「又ハ警察吏員」を削る。

(狩猟法の一部改正)

第六條 狩猟法(大正七年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「若ハ警察吏員」を削る。

(公益質屋法の一部改正)

第七條 公益質屋法(昭和二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二号中「又ハ警察吏員」を削る。

(死産の届出に関する規程の一部改正)

第八條 死産の届出に関する規程(昭和二十一年厚生省令第四十二号)の一部を次のように改正する。

第九条中「又ハ警察吏員」を削る。

(裁判所法の一部改正)

第九條 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第七十一條の二の見出しを「(警察官の派出要求)」に改め、同条第一項中「都道府県国家地方警察

本部の長又は市町村警察長(特別区の存する区域の警察長を含む)に警察官又は警察吏員」を「監視總監又は道府県警察本部長に警察官」に改め、同条第二項中「又は警察吏員」を削る。

(道路交通取締法の一部改正)

第十条 道路交通取締法(昭和二十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「若しくは警察吏員」を削る。

第六條第一項中「公安委員会(都道府県公安委員会、市町村公安委員会及び特別区公安委員会をいう。以下同じ。)」を「都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)」に改め、同条第三項中「又は警察吏員」を削る。

第十五条中「若しくは警察吏員」を削る。

第二十三條第二項並びに第二十三條の二第二項及び第三項中「又は警察吏員」を削る。

第二十六條第一項第四号中「都道府県知事」を「公安委員会」に改める。

第二十六條の二第二項中「都道府県公安委員会」を「公安委員会」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改める。

第二十六條の三を次のように改める。

第二十六條の三 都道府県が、条例の定めるところにより第二十

六條の規定による警察署長の許可を受けようとする者から手数料を徴収しようとする場合にお

いては、その額は、千円をこえることができない。

第二十六條の四を削る。

第二十八條中「又は警察吏員」及び「若しくは警察吏員」を削る。

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)

第十一条 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第四十四條第二項中「若しくは警察吏員」を削る。

(消防組織法の一部改正)

第十二條 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項中「国家地方警察、自治体警察」を「警察庁、都道府県警察」に改める。

第三十一條第一項中「若しくは国家地方警察」を「国家地方警察、警察庁若しくは都道府県警察」に、同条第三項中「警察法」を「警察法(昭和二十九年法律第

号)による改正前の警察法」に改める。

(海上保安庁法の一部改正)

第十三條 海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第七條第十二号中「国家地方警察及び自治体警察」を「警察庁及び都道府県警察」に改める。

第二十條中「警察官等職務執行法」を「警察官職務執行法」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十四條 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「国家地方警察」を「警察庁に属する職員、都道府県警察に属する監視正以上の階級にある警察官」に改める。

第八十九條第四項中「警察法」を「警察法(昭和二十九年法律第

号)による改正前の警察法」に改める。

(風俗営業取締法の一部改正)

第十五條 風俗営業取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「公安委員会(都道府県公安委員会、市町村公安委員会及び特別区公安委員会をいう。以下同じ。)」を「都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(手数料)

第二条の二 都道府県が、公安委員会の行う前条の規定による許可に関する事務について、条例の定めるところにより手数料を徴収する場合においては、その額は、千円をこえることができない。

(刑事訴訟法の一部改正)

第十六條 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第八十九條第一項中「及び警察吏員」を削り、「都道府県公安

委員会、市町村公安委員会若しくは特別区公安委員会」を「若しくは都道府県公安委員会」に改める。

第九十二條中「市町村公安委員会、特別区公安委員会」を削る。

第九十四條第一項中「又は警察吏員」を削り、「都道府県公安委員会、市町村公安委員会又は特別区公安委員会」を「又は都道府県公安委員会」に改め、同条第二項中「市町村公安委員会、特別区公安委員会」及び「若しくは警察吏員」を削る。

第九十九條第二項中「又は警察吏員」を削り、「都道府県公安委員会、市町村公安委員会又は特別区公安委員会」を「又は都道府県公安委員会」に改め、同条第二項中「市町村公安委員会、特別区公安委員会」及び「若しくは警察吏員」を削る。

第一百九十九條第二項中「又は警察吏員」を削り、「都道府県公安委員会、市町村公安委員会又は特別区公安委員会」を「又は都道府県公安委員会」に改め、同条第二項中「市町村公安委員会、特別区公安委員会」及び「若しくは警察吏員」を削る。

第一百九十九條第二項中「又は警察吏員」を削り、「都道府県公安委員会、市町村公安委員会又は特別区公安委員会」を「又は都道府県公安委員会」に改め、同条第二項中「市町村公安委員会、特別区公安委員会」及び「若しくは警察吏員」を削る。

第一百九十九條第二項中「又は警察吏員」を削り、「都道府県公安委員会、市町村公安委員会又は特別区公安委員会」を「又は都道府県公安委員会」に改め、同条第二項中「市町村公安委員会、特別区公安委員会」及び「若しくは警察吏員」を削る。

第一百九十九條第二項中「又は警察吏員」を削り、「都道府県公安委員会、市町村公安委員会又は特別区公安委員会」を「又は都道府県公安委員会」に改め、同条第二項中「市町村公安委員会、特別区公安委員会」及び「若しくは警察吏員」を削る。

第一百九十九條第二項中「又は警察吏員」を削り、「都道府県公安委員会、市町村公安委員会又は特別区公安委員会」を「又は都道府県公安委員会」に改め、同条第二項中「市町村公安委員会、特別区公安委員会」及び「若しくは警察吏員」を削る。

第一百九十九條第二項中「又は警察吏員」を削り、「都道府県公安委員会、市町村公安委員会又は特別区公安委員会」を「又は都道府県公安委員会」に改め、同条第二項中「市町村公安委員会、特別区公安委員会」及び「若しくは警察吏員」を削る。

第一百九十九條第二項中「又は警察吏員」を削り、「都道府県公安委員会、市町村公安委員会又は特別区公安委員会」を「又は都道府県公安委員会」に改め、同条第二項中「市町村公安委員会、特別区公安委員会」及び「若しくは警察吏員」を削る。

第一百九十九條第二項中「又は警察吏員」を削り、「都道府県公安委員会、市町村公安委員会又は特別区公安委員会」を「又は都道府県公安委員会」に改め、同条第二項中「市町村公安委員会、特別区公安委員会」及び「若しくは警察吏員」を削る。

第一百九十九條第二項中「又は警察吏員」を削り、「都道府県公安委員会、市町村公安委員会又は特別区公安委員会」を「又は都道府県公安委員会」に改め、同条第二項中「市町村公安委員会、特別区公安委員会」及び「若しくは警察吏員」を削る。

第一百九十九條第二項中「又は警察吏員」を削り、「都道府県公安委員会、市町村公安委員会又は特別区公安委員会」を「又は都道府県公安委員会」に改め、同条第二項中「市町村公安委員会、特別区公安委員会」及び「若しくは警察吏員」を削る。

号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「警察法(昭和二十二年法律第九十六号)第四十条にいう市及び」を「市(都の特別区の存する区域にあつては、特別区)及び政令で定める人口五千以上」に改める。

(検査審査会法の一部改正)

第十九条 検査審査会法(昭和二十三年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第十一号中「市町村公安委員会委員、特別区公安委員会委員」を削る。

(少年法の一部改正)

第二十条 少年法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項、第十三条第二項、第十六条第一項及び第二十六条第一項中「警察吏員」を削る。

(少年院法の一部改正)

第二十一条 少年院法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「警察吏員」を削る。

(消防法の一部改正)

第二十二条 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項及び第三項、第三十五条の二並びに第三十五条の三中「又は警察吏員」を削る。

(郵政省設置法の一部改正)

第二十三条 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項及び第三項中「又は警察吏員」を削る。

(古物営業法の一部改正)

第二十四条 古物営業法(昭和二十四年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「公安委員会」を「都道府県公安委員会(以下公安委員会)という」に改める。

第十四条中第一項及び第二項を削り、第三項の項番号を削り、同項中「市町村又は都が、市町村又は特別区公安委員会」を「都道府県が、公安委員会」に改める。

第十六条中「又は警察吏員」を削る。

第二十条第一項中「都道府県国家地方警察隊長、市町村警察長」を「警視總監、道府県警察本部長」に改め、同条第三項及び第四項中「又は警察吏員」を削る。

第二十三条第一項及び第二項並びに第三十条第二号中「又は警察吏員」を削る。

(たばこ専売法の一部改正)

第二十五条 たばこ専売法(昭和二十四年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第七十九条第三項第一号中「及び警察吏員」を削る。

(総理府設置法の一部改正)

第二十六条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条の表の国家公安委員会の項中「警察法(昭和二十二年法律第九十六号)」を「警察法(昭和二十九年法律第 号)」に改める。

(犯罪者予防更生法の一部改正)

第二十七条 犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第五項但書中「又は警察吏員」を削る。

(大蔵省設置法の一部改正)

第二十八条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第五項中「市町村公安委員会、特別区公安委員会」を削る。

(水防法の一部改正)

第二十九条 水防法(昭和二十四年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項及び第十五条中「又は警察吏員」を削る。

(警察用電話等の処理に関する法律の一部改正)

第三十条 警察用電話等の処理に関する法律(昭和二十四年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第八条及び第九条中「市町村公安委員会若しくは特別区公安委員会」を「都道府県公安委員会」に改める。

(漁業法の一部改正)

第三十一条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第八十七条第三項中「公安委員会の委員及び警察吏員」を「及び公安委員会の委員」に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第五十八条中「並びに当該警察官及び警察吏員」を「及び当該警察官」に改める。

第五十九条中「又は警察吏員」を削る。

第六百三十六条第六号中「及び警察吏員」を削る。

第六百五十九条第二項中「又は警察吏員」を削る。

第二百三十一条第二項後段及び第二百三十三条第三項後段中「若しくは警察吏員」を削る。

第二百三十一条第二項中「及び警察吏員」を削る。

(精神衛生法の一部改正)

第三十三条 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「又は警察吏員」を削る、「警察官等職務執行法」を「警察官職務執行法」に改める。

(火薬類取締法の一部改正)

第三十四条 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第二項中「警察官又は警察吏員」を「又は警察官」に改める。

第四十三条第二項及び第四十六条第一項各号列記以外の部分中「警察吏員」を削る。

第四十七条中「警察官又は警察吏員」を「又は警察官」に改める。

第五十二条第一項中「市町村公安委員会若しくは特別区公安委員会」を削り、同条第二項中「又は警察吏員」を削る。

(質屋営業法の一部改正)

第三十五条質屋営業法(昭和二十五年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「公安委員会」を「都道府県公安委員会(以下公安委員会)という」に改める。

第十一条中第一項及び第二項を削り、第三項の項番号を削り、同項中「市町村又は都が、市町村公安委員会又は特別区公安委員会」を「都道府県が、公安委員会」に改める。

第十三条中「又は警察吏員」を削る。

第二十一条第一項中「都道府県国家地方警察隊長、市町村警察長」を「警視總監、道府県警察本部長」に改め、同条第三項中「又は警察吏員」を削る。

第二十四条及び第三十三条第二号中「又は警察吏員」を削る。

(地方公務員法の一部改正)

第三十六条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「公安委員会(特別区公安委員会を含む。)」を削り、「市町村の警察長及び消防長」を「警視總監、道府県警察本部長、市町村の消防長」に改め、「特別区が連合して維持する

警察の警察長及び」を削る。

(銃砲刀剣類等所持取締令の一部改正)

第三十七条 銃砲刀剣類等所持取締令(昭和二十五年政令第三百三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「公安委員会(都道府県公安委員会、市町村公安委員会又は特別区公安委員会をいう。以下同じ。)」を「都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)」に改める。

第十九条中第一項及び第二項を削り、第三項中「市町村又は都が、市町村公安委員会又は特別区公安委員会」を「都道府県が、公安委員会」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とする。

第二十一条中「又は警察吏員」を削る。

第二十九条第三号中「又は警察吏員」を削る。

(農業委員会法の一部改正)

第三十八条 農業委員会法(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第五項中「公安委員会の委員及び警察吏員」を「及び公安委員会の委員」に改める。

(高圧ガス取締法の一部改正)

第三十九条 高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第二項中「若しくは警察吏員」を削る。

第六十二条第二項中「又は警察

吏員」を削る。

第六十三条第一項各号列記以外の部分及び第六十四条本文中「若しくは警察吏員」を削る。

第七十四条第一項中「市町村公安委員会又は特別区公安委員会」を削り、同条第二項中「又は警察吏員」を削る。

(出入国管理令の一部改正)

第四十条 出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「警察吏員」を削る。

第四十一条第三項中「又は警察吏員」を削る。

第五十二条第二項及び第三項本文中「警察吏員」を削る。

第六十一条の八第一項中「国家地方警察、自治体警察」を「警察庁、都道府県警察」に改める。

(平和条約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律の一部改正)

第四十一条 平和条約第十一條による刑の執行及び赦免等に関する法律(昭和二十七年法律第三号)の一部を次のように改正する。

第十五条第三項及び第二十三条第三項中「又は警察吏員」を削る。

(外国人登録法の一部改正)

第四十二条 外国人登録法(昭和二十七年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「警察吏員」を削る。

(破壊活動防止法の一部改正)

第四十三条 破壊活動防止法(昭和

二十七年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

第二十九条中「国家地方警察及び自治体警察」を「警察庁及び都道府県警察」に改める。

(警察官等に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部改正)

第四十四条 警察官等に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律

第一条中「警察官等」を「警察官」に改める。

第二条中「国家地方警察の警察官又は市町村警察(特別区が連合して維持する警察を含む。以下同じ。の警察吏員」を「警察官」に改め、「又は警察吏員」を削る。

第三条第一項中「国家地方警察の警察吏員」を「市町村警察の警察吏員」を「都道府県警察の警察官」に改める。

第三条第二項を次のように改める。

2 給付の原因である災害が、警察法(昭和二十九年法律第

号)第五十九条の規定により都道府県公安委員会からの要求に基き援助におもむいた警察官に協力援助したことに基因するものについては、当該警察官の援助を要求した当該都道府県公安委員会の属する地方公共団体がその給付を行うものとする。

第三条第三項中「警察法第六十三條又は第六十四條の規定により

職務を行つた市町村警察の警察吏員」を「警察法第七十二条第三項の規定により同条第一項の布告区域(同条第二項の規定により布告区域以外の区域に派遣された場合における当該区域を含む。)に派遣され当該区域内において職務を行つた警察官」に改め、同条第四項を削る。

第四条第一項中「国家地方警察本部」を「警察庁」に改める。

(法廷等の秩序維持に関する法律の一部改正)

第四十五条 法廷等の秩序維持に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「警察官又は警察吏員」を「又は警察官」に改める。

(麻薬取締法の一部改正)

第四十六条 麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第八項中「警察官等職務執行法」を「警察官職務執行法」に改める。

(海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部改正)

第四十七条 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律(昭和二十八年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第七条中「警察官等に協力援助した者の災害給付に関する法律」を「警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律」に改める。

(逃亡犯罪人引渡法の一部改正)

第四十八条 逃亡犯罪人引渡法(昭和二十八年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「警察吏員」を削る。

(有線電気通信法の一部改正)

第四十九条 有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第十條中第十一号を次のように改める。

十一 警察法(昭和二十九年法律第七十七号)第七十七條第二項の規定により警察庁又は都道府県警察が使用するとき。

(公衆電気通信法の一部改正)

第五十条 公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第六十五條第一項中第三号を次のように改める。

三 警察法(昭和二十九年法律第七十七号)第七十七條第二項の規定により警察庁又は都道府県警察が使用するとき。

第七十一条第三項中「国家地方警察若しくは自治体警察」を「警察庁若しくは都道府県警察」に改める。

(武器等製造法の一部改正)

第五十一条 武器等製造法(昭和二十八年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項及び第二十六条中「警察吏員」を削る。

第二十八条第一項中「市町村公安委員会若しくは特別区公安委員会」を削り、同条第二項中「警察吏員」を削る。

(町村合併促進法の一部改正)
第五十二条 町村合併促進法(昭和二十八年法律第二百五十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中第四号を次のように改める。

四 削除

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

(交通事件即決裁判手続法の一部改正)

第五十三条 交通事件即決裁判手続法(昭和二十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の道路交通取締法の改正規定に係る同法第二十三条の三第一項、第三項及び第五項中「又は警察吏員」を削る。

附則

(施行期日)
1 この法律中、第五十三条の規定は交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法(昭和二十九年法律第 号)同法附則第一項但書に係る部分を除く)の施行の日から施行する。

(都道府県公安委員会等の許可等の経過規定)
2 この法律の施行の際、改正前の道路交通取締法、風俗営業取締法、古物営業法、質屋営業法又は銃砲刀剣類所持取締令の規定により都道府県公安委員会、市町村公安委員会又は特別区公安委員会が行った許可、免許、取消、停止その他の処分で現にその効力を有するものは、改正後の相当規定により都道府県公安委員会とした処分とみなす。但し、当該処分に期限が

附されている場合においては、当該処分の期限は、改正前のこれらの法令の規定により処分がなされた日から起算するものとする。

(都道府県公安委員会等に対する申請等の経過規定)
3 この法律の施行の際、改正前の道路交通取締法、風俗営業取締法、古物営業法、質屋営業法又は銃砲刀剣類所持取締令の規定により都道府県公安委員会、市町村公安委員会又は特別区公安委員会に対してなされた許可、免許その他の処分の申請、届出その他の手続は、改正後の相当規定によりなされたものとみなす。但し、改正前のこれらの法令の規定による許可、免許その他の処分の申請の際すでに納付された手数料の帰属については、改正後のこれらの法令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(道路における禁止行為に関する都道府県知事の定に関する経過規定)
4 この法律の施行の際、改正前の道路交通取締法第二十六条第一項の規定に基づき都道府県知事が道路における禁止行為について制定している定は、改正後の同法同条同項の規定によつて都道府県公安委員会が改定する措置をとるまでの間、なお効力を有するものとする。

(災害給付に関する経過規定)
5 この法律の施行の際、この法律の施行前から引き続いて改正前の警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律の規定による給付を受けている者に対する給付については、なお従前の例による。

6 警察官又は警察吏員に協力援助した者に係る災害に対する給付で、災害の原因である事故が発生した日又は診断によつて疾病の発生が確定した日が昭和二十九年六月三十日以前に係るものについて同年七月一日以降において実施すべきものは、改正前の警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律第三条の規定により国が行うべきものに相当するものについては国が、都又は市町村が行うべきものに相当するものについては都又は市町村が行うものとする。

地方行政委員会第二号正誤

頁 段 行 誤 正
一〇 五 一三 七百人 七、八人